

あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト
～持続可能な行財政基盤の確立に向けて～

平成25年3月

尼崎市

目 次

《総 論》

第1章 計画策定の背景及び必要性	1
1 これまでの行財政改革の取組	1
2 行財政運営の評価	2
3 財政構造上の特性と行財政改革の必要性	4
4 今後の収支見通し及び将来負担見通し	6
第2章 行財政改革の理念及び方向性	12
1 行財政改革の理念	12
2 行財政改革の方向性と取組の柱	12
(1)「持続可能な行財政基盤の確立に向け、都市の体質転換を図るとともに、税源の涵養に取り組む。」	12
(2)「効果的・効率的な行財政運営を図る。」	13
(3)「将来の負担を見据えるとともに、社会経済情勢の変化に備えた行財政運営を行う。」	15
第3章 計画の期間及び目標	16
1 計画期間	16
2 目標	16
第4章 計画の推進体制及び進行管理	19
1 計画の推進体制	19
2 計画の進行管理	19

《各 論》

(1) 持続可能な行財政基盤の確立に向け、都市の体質転換を図るとともに、税源の涵養に取り組む。	
ア 現役世代の定住・転入促進につながる取組	23
イ 健康で自立した生活の確保に向けた取組	29
ウ 税収の安定・向上につながる取組	32
(2) 効果的・効率的な行財政運営を図る。	
ア 自主財源の確保	35
イ 公共施設の再配置・統廃合と跡地活用	37

ウ	給与構造改善と人件費の抑制.....	3 8
エ	職員定数の適正化.....	4 1
オ	事務事業の改革改善の推進.....	4 3
カ	効率的な組織運営に向けた取組.....	4 5
キ	市営バス事業の民営化に向けた取組.....	4 6
ク	外郭団体等の経営改善の促進.....	4 8
(3)	将来の負担を見据えるとともに、社会経済情勢の変化に備えた行財政運営を行う。	4 9

總論

第1章 計画策定の背景及び必要性

1 これまでの行財政改革の取組

バブル経済崩壊後、長引く景気の低迷などの影響を受け、財政状況が悪化する中で、平成8年度を「財政再建元年」と位置づけ、「行政改革推進計画」等に基づき、職員定数の削減などを中心に、財政の健全化に取り組んだ。

そうした中であって、市税収入や収益事業収入¹が急激に減少し、多額の収支不足額が見込まれたことから、平成15年度から19年度を計画期間とする「経営再建プログラム」を策定し、財政構造の転換を図りながら、身の丈に合った歳出規模を目指し取組を進め、最大の目標であった財政再建団体²の転落を回避することができた。

しかしながら、「経営再建プログラム」に基づき、300項目を超える改革改善に取り組んだにもかかわらず、土地の売却や市債の発行など多額の財源対策³を講じなければ、収支均衡が確保できないといった、硬直化した財政状況を脱しきれず、財政構造上の課題は依然として解消されなかった。

こうしたことから、歳入に見合った歳出規模に縮減することを基本に、「財源対策を講じなくても実質的な収支均衡が確保できる」財政健全化のレベルを目指し、平成20年度から24年度までを計画期間とする「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」を策定する中で、負債の処理にも取り組み、財政規律を確保しつつ、改革改善の取組を進めてきた。

その結果、当初の構造改善目標額である50億円を超える成果をあげたが、世界的な経済不況の影響を受け、法人市民税などの税収が大幅に落ち込み、また、高齢化の進行なども相まって、生活保護費をはじめとする扶助費が年々増加するなど、一層厳しさが増してきており、これまでの構造改善の取組効果額以上の収支不足が生じている状況となっている。

¹ 競艇・競馬といった公営競技の収益。

² 赤字額が一定規模（本市の場合は200億円程度）を超え、財政破綻の状態にあると総務大臣の指定を受けた地方公共団体。なお、「財政再建団体」は経営再建プログラム当時の呼称であり、現在は「財政再生団体」である。

³ 予算・決算の赤字を埋めるための財政運営上の手法。本市においては「基金（貯金）の取崩し」「市債（借金）充当率の高上げ」「退職手当債の発行」等を財源対策と定義している。

経営再建プログラム～“あまがさき”行財政構造改革推進プラン 構造改善額の推移

経営再建プログラム

	H15	H16	H17	H18	H19	合計
構造改善額(億円)	31	41	15	19	18	124
件数(件)	219	54	22	18	15	328

“あまがさき”行財政構造改革推進プラン

	H20	H21	H22	H23	H24	合計
構造改善額(億円)	6	16	30	10	8	70
件数(件)	118	23	38	16	10	205

プログラム+プランの合計

	合計
構造改善額(億円)	194
件数(件)	533

構造改善額は、不動産売払収入などの臨時的収入や、施設整備などの一時的経費は含んでいない。
件数については、効果額が発生する年度ではなく、新規に項目計上した年度に数値を入れている。

2 行財政運営の評価

これまでの行財政運営を振り返ると、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、右肩上がりの税収と収益事業収入のもと、安定成長を前提とした経済見通しの中で、多様な施設整備とともに、土地開発公社⁴による事業用地の先行取得を行いながら、防災性の向上と居住環境の改善といった観点から再開発事業などを推進し、都市基盤の整備に努めてきた。

しかしながら、バブル経済崩壊後、経済情勢の悪化とともに、法人市民税をはじめとする税収や収益事業収入等が急激に落ち込み、当時見込んでいた財源を確保することが困難となり、さらには、阪神・淡路大震災による被害を受け、面的整備をはじめとした復旧・復興事業に取り組む中で、本市財政は一層厳しい状況となった。

こうした経緯の中、財政の健全化に向けて、これまで職員定数の大幅な削減や各種の事務事業の見直しなど、精力的に改革改善の取組を進めるとともに、併せて土地開発公社経営健全化計画⁵に基づき、土地の買い戻しを行うことにより、将来的な利息負担の軽減に取り組んできたが、一方では毎年度の公債費等⁶が増加することとなった。

このように、過去のまちづくりにおいて発行した多額の市債等の償還が、結果として今般の財政を圧迫している大きな要因となり、実質的な収支均衡を確保する状態には至っていない。

⁴ 公共事業等を実施するにあたって必要となる公有地を、市の依頼に基づいて先行取得することなどを行う特別法人。土地開発公社は、金融機関からの借入金で土地を取得し、その後、公有地の購入に係る予算を措置した市に売却する。

⁵ 国の「土地開発公社経営健全化対策」に基づいて、公社の健全化に取り組む団体が策定することにより、長期保有地の買戻し等に係る特例措置が受けられる計画。

⁶ 市債の元利償還金など、借金の返済に要する経費。なお、土地開発公社経営健全化に係る負債処理は、特別会計において行っているため、一般会計上は「公債費」ではなく「繰出金」として表現される。しかしながら、その財源は、一般会計から繰り出しており、実質的には公債費負担と考えられることから、ここでは、当該繰出金を含めて「公債費等」と定義している。

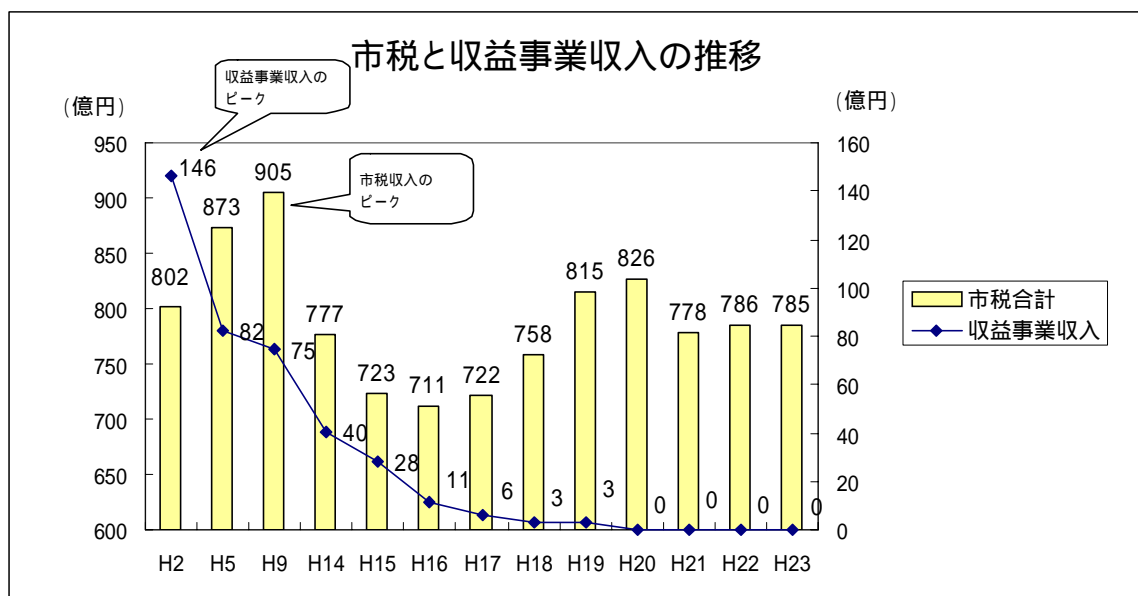
また、併せて、現在においては、十分に活用されているとは言い難い施設もあり、そうした施設については利活用の促進を図っていかなければならないといった課題がある。

加えて、近年では、厳しい財政状況の中、収支不足額を補てんするため、多額の財源対策を講じており、そのことが後年度のさらなる財政負担となっている状況である。

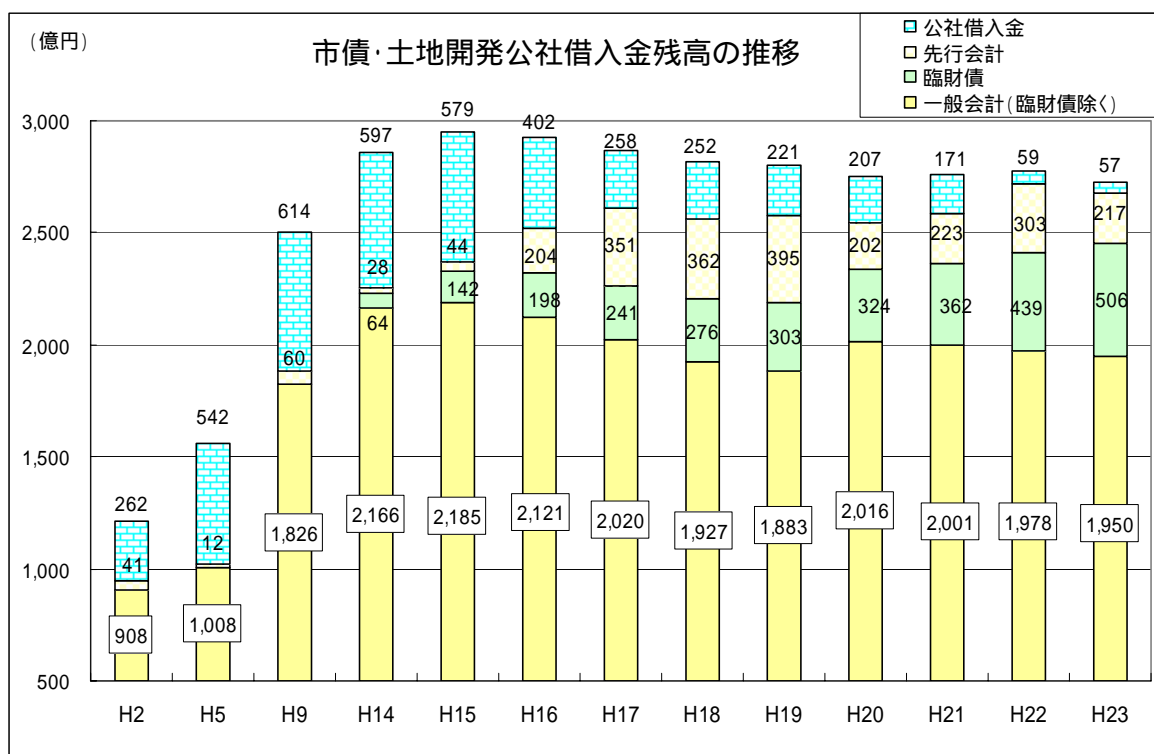
こうしたことを踏まえ、今後多額の事業費が伴う投資的事業については、より適切な需要予測等の調査を行い検証する中で、後年度の財政負担も見据え、慎重に判断していくとともに、引き続き将来負担の抑制に向けた規律ある行財政運営に努めていかなければならない。

さらに、長年にわたり、収支均衡の確保を第一義的に考え、人件費の抑制や事務事業の見直しによる歳出規模の削減を中心に行ってきたが、未だ多額の収支不足が生じている現状を踏まえると、予期せぬ大幅な景気の低迷や高齢化に伴う社会保障費の増大などに柔軟に対応しきれなかったことも、財政悪化の大きな要因の一つであると考えられる。

そのため、今後の行財政改革においては、そうした社会経済情勢の動向がもたらす財政上の影響を踏まえ、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立に向けて、都市の体質転換なども視野に入れながら、抜本的な構造改善に取り組むとともに、本来国の責任と役割において実施されるべき社会保障制度やその財源を保障する地方財政制度⁷などについては、国の動向を見定める中で、国と地方の費用負担のあり方や市民生活へ与える影響等を勘案し、必要に応じて国へ働きかけていく必要がある。



⁷ 各地方公共団体が、地域間格差や景気の動向による年度間格差にかかわらず、標準的な行政サービスを等しく提供できるよう、地方財政計画を通じて、地方交付税や地方債などにより、各団体の財源を保障し、団体間の財政状況を調整するという、一連の財政制度。



3 財政構造上の特性と行財政改革の必要性

財政状況の推移を見ると、歳入については一般財源⁸総額で 1,050 億円程度の一定規模により推移している一方で、歳出については、人件費が定数削減や給与削減等の取組もあって、減少してきているにもかかわらず、扶助費や高齢者に係る医療費等が年々増加傾向にあり、1,100 億円を超える規模となっており、経済不況や高齢化の進行といった社会経済情勢の影響が、本市財政に映し出された状態となっている。

こうした収支状況の背景には、所得の低い階層や年金収入のみで生活することが困難な高齢者が多いことから、経済雇用情勢の悪化や高齢化に伴って、生活困窮に陥りやすい人が多い都市の体質となっていること、また、税収面では、そのことが、安定財源となり得る個人市民税の少なさにつながっていること、さらに、高齢化の進行に伴い、後期高齢者医療療養給付費や介護保険給付費が年々増加し、税負担の増につながっていることなど、本市の特性や高齢化の進行が税収、扶助費、医療費に影響し、それが硬直化した財政構造の大きな要因になっていると考えられる。

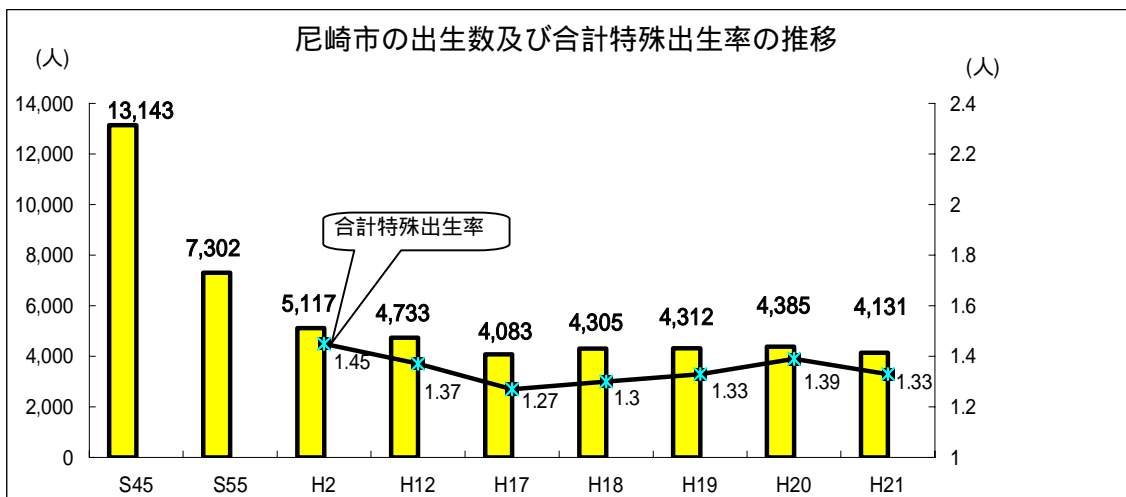
そのため、歳出規模を抑制するための改革改善の取組を引き続き進めることはもとより、少子高齢化や経済雇用情勢の悪化などを背景として、現役世代をはじめとした住民福祉の支え手となる人たちが減少する一方で、支援を要する人たちが増加してい

⁸ その用途が特定の目的に限定されず、どのような経費にも充てることができる財源。市税、地方譲与税、実質的な地方交付税などがこれに当たる。

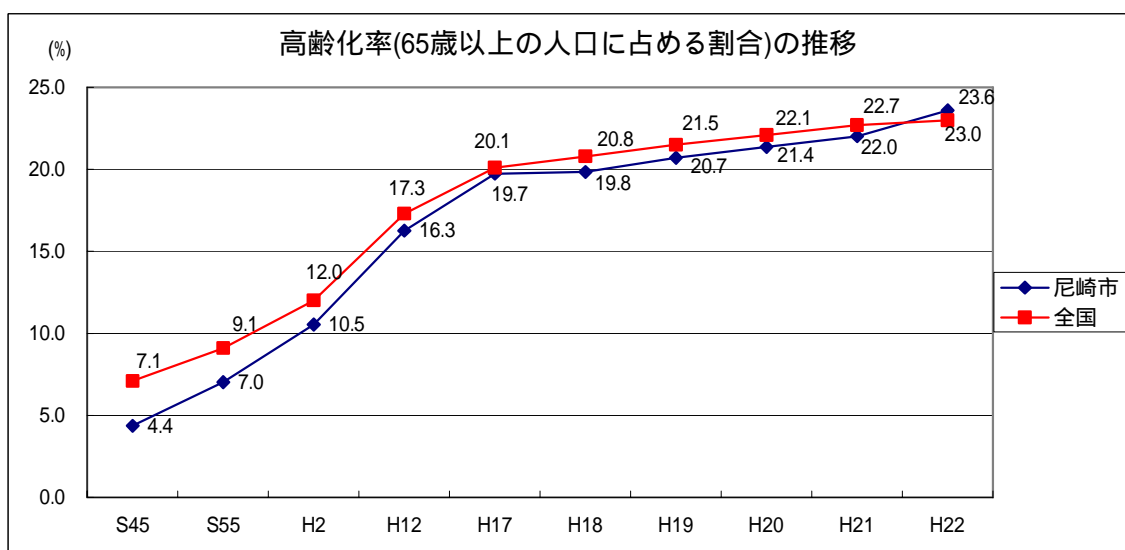
るといった社会構造の変化に対応するため、中長期的な視点から、現役世代の増加に向けた定住・転入促進対策や健康で自立した生活が続けられるよう対策を講じることにより、都市の体質転換を図っていくことが重要であると考えられる。

また、土地開発公社の経営健全化の取組などによる市債をはじめとした多額の負債をかかえており、公債費等の償還についても高い水準で推移し、そのことが財政を圧迫している要因の一つとなっていることから、市債発行の抑制の取組が必要である。

平成 25 年度からは、新たな総合計画に基づき、将来の「ありたいまち」の実現に向けて、様々な分野でまちづくりに取り組むことにより、魅力的なまちを目指すこととしており、そうした新たなまちづくりを着実に進めていくためにも、都市の体質転換を含めた行財政改革に取り組み、安定した行財政基盤を確立していく必要がある。



合計特殊出生率とは、出産可能年齢15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表すものである。



ニ崎市はH17まで、H22は国勢調査人口、H18～H21は住民基本台帳の各年3月31日現在登録人数による
 全国はH17まで、H22は国勢調査人口、H18～H21は総務省「人口推計」による

4 今後の収支見通し及び将来負担見通し

平成25年度から今後10年間の収支見通しについては、平成25年度当初予算（一般財源ベース）を基礎として、一定の前提条件のもとに、次のとおり見込んだ。また、この収支見通しに基づき、将来負担についても将来推計を行った。

		25年度	26年度	27年度	28年度
歳入	主要一般財源	1,044	1,075	1,065	1,069
	市税収入	761	767	759	765
	実質的な地方交付税	221	244	240	239
	地方交付税	111	134	130	129
	臨時財政対策債	110	110	110	110
	地方譲与税等	62	64	65	65
	その他(財源対策を除く)	32	24	24	24
	合計	1,076	1,098	1,089	1,093
歳出	人件費	248	244	245	239
	職員給与費等	223	220	218	219
	退職手当	25	23	27	20
	扶助費	194	195	197	197
	生活保護	85	85	86	86
	障害者(児)自立支援	21	21	22	23
	その他	89	89	89	89
	公債費	216	220	220	234
	その他の経常的経費	411	416	412	419
	後期高齢者医療給付費負担金	42	45	48	50
	介護保険特別会計繰出金	49	51	53	53
	先行会計繰出金 A	26	34	25	30
	その他	294	287	286	286
	投資的経費	60	72	70	62
	合計	1,130	1,147	1,144	1,152
差引収支 = -		54	48	55	59
基金積立を除く差引収支		48	48	55	59
先行繰出金を除く差引収支('+ A)		21	15	30	29
H25構造改善額を除く		28	21	36	35
【参考】	財源対策の上限額(H25は予算)	54	48	55	23
	行政改革推進債	6	20	20	9
	退職手当債	9	5	11	
	基金の活用	38	24	24	14
	財源対策に係る公債費	0	0	0	1
財源対策後の差引収支('+ +)		0	0	0	37
主な将来負担	市債残高(一般会計)	2,545	2,550	2,565	2,514
	目標管理対象分	1,768	1,710	1,659	1,548
	目標管理対象外分(臨財債等)	777	840	906	966
	市債残高(特別会計)	200	155	121	91
	その他の将来負担(債務負担行為等)	134	112	101	90
	主な将来負担合計	2,878	2,817	2,787	2,694
	目標管理対象分	2,101	1,977	1,881	1,728
目標管理対象外分	777	840	906	966	

(単位:億円、表示単位未満四捨五入のため合計等が一致しない場合あり)

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
1,069	1,064	1,061	1,063	1,055	1,058
769	756	757	758	746	752
234	244	240	242	247	244
124	134	130	132	137	134
110	110	110	110	110	110
65	65	64	63	62	62
24	24	24	24	24	24
1,092	1,088	1,085	1,086	1,079	1,082

233	237	231	235	230	230
217	216	214	213	211	209
16	22	17	22	19	21
198	199	200	201	201	202
86	86	87	87	87	86
23	24	25	26	26	27
89	89	89	89	89	89
231	224	220	229	231	236
419	416	417	412	404	406
52	55	58	61	63	66
54	54	54	55	54	54
29	23	21	13	2	2
284	284	284	284	284	284
52	51	50	51	49	49
1,133	1,127	1,118	1,128	1,115	1,124

41	38	33	41	36	42
41	38	33	41	36	42

12	16	12	28	33	40
18	22	18	35	40	46

8	7	7	8	7	7
8	7	7	8	7	7
0	0	0	0	0	0
1	2	5	7	7	8
34	34	30	40	35	42

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
2,470	2,431	2,400	2,352	2,296	2,238
1,451	1,362	1,288	1,202	1,114	1,030
1,019	1,068	1,112	1,150	1,182	1,208
62	40	19	6	4	2
84	79	75	71	68	65
2,616	2,549	2,494	2,429	2,368	2,304
1,597	1,481	1,382	1,280	1,186	1,097
1,019	1,068	1,112	1,150	1,182	1,208

(1) 今後の収支見通し及び将来負担見通しの概要

フロー⁹ベースでの将来推計となる収支見通しの策定にあたっては、今後の市税収入の増減率や地方交付税¹⁰等の動向、制度変更が見込まれる扶助費等¹¹について、複数の推計方法を検討する中で、現時点において妥当性が高いと見込まれる方法に基づき試算することとした。

今後の歳入の状況を展望すると、市税、実質的な地方交付税（地方交付税と臨時財政対策債¹²の合計）、地方譲与税等¹³を合計した主要一般財源の総額は、主に普通交付税において、公債費に係る基準財政需要額¹⁴が減傾向をたどることにより、緩やかに減少していく見込みとなっている。

一方、歳出においては、特に前半期において、公債費等が多額となることが見込まれている。これらが後半期においては軽減されるほか、人件費が新陳代謝効果によって年次的に減少傾向をたどるといった収支改善要素はあるものの、期間中増加を続ける扶助費等の影響により、10年後の平成34年度においても、結果として50億円程度の収支不足額が見込まれる状態である。

公債費等には、公共用地先行取得事業費会計¹⁵（以下、「先行会計」という。）への繰出金が含まれているが、これは、土地開発公社経営健全化計画に基づき、平成13年度から平成22年度までに実施した土地の買戻しに係る公債費相当分である。この経費については、財政構造上の課題というよりも、一時的な財政負担であると考えられる。この先行会計繰出金を除いた収支不足額は、平成29年度で18億円、平成34年度において46億円となり、これは、財政構造上の課題であると整理することができる。

⁹ 現金の流れ。ここでは、歳入と歳出を「フロー」と位置づけている。

¹⁰ 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するもの。所得税など、国税5税の一定割合が国から地方に交付され、その用途は特定されない。

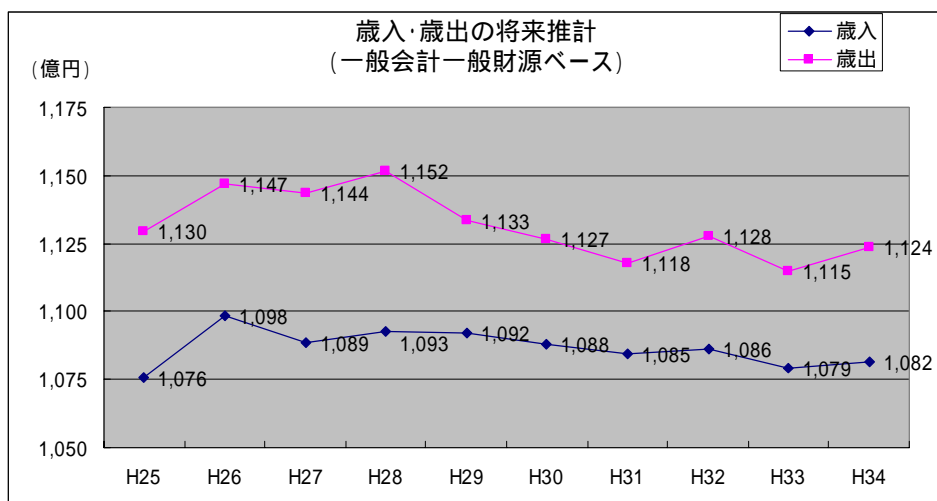
¹¹ 生活保護費や児童扶養手当などの支給をはじめとする、各種扶助に要する経費。なお、収支見通し上で「扶助費等」という場合、扶助費のほか、「その他の経常的経費」に計上されている後期高齢者医療給付費負担金や、介護保険特別会計への繰出金を含んでいる。

¹² 地方財源の不足に対応するため、各団体が発行する地方債で、地方交付税の一部振替措置といった性質を持つ。後年度の元利償還金は、その相当額全額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

¹³ 国税として徴収した後、地方に譲与される地方譲与税と、道府県税として徴収した後、市町村に交付される道府県税交付金などの計。

¹⁴ 普通交付税の算定に用いられる数値で、各団体の標準的な行政サービスに要する、一般財源ベースでの経費。

¹⁵ 公共用地の先行取得のために設置された特別会計。土地開発公社経営健全化計画に基づいて長期保有地を買い戻す際、この特別会計において市債を発行し、公債費を支出しているが、その財源は一般会計から繰り出している。



これまで本市は、構造改善を行ってもなお発生する収支不足額について、基金の活用や、行政改革推進債¹⁶・退職手当債¹⁷の発行といった財源対策で対応してきた。今後も見込まれる多額の収支不足額について、構造改善が進むまでの間は、これまでと同様に財源対策を講じることとなるが、基金残高には限りがある上、行政改革推進債や退職手当債についても発行可能額に上限¹⁸が設けられているため、収支不足額すべてを財源対策で解消し続けることはできない。

さらに、市債による財源対策は、公債費を発生させるため、後年度の収支悪化要因となり、仮に今後10年間、上限まで財源対策を続けた場合、これに係る追加的な財政負担は、単年度で8億円にも上り、たとえ短期的には収支均衡を図れたとしても、後年度には、さらなる財政悪化を招くことになる。

また、ストック¹⁹ベースでの将来推計である今後の主な将来負担²⁰の見通しについては、これまでの負債縮減に向けた取組の着実な進捗によって、年次的に減少していくことが見込まれるが、仮に後年度において多額の投資的事業を実施した場合や、財源対策に係る市債を発行し続けた場合、本市財政が再び公債費等に苦しむ局面を迎えることになるので、今後は、「将来負担を、積極的に抑制していく」という姿勢での

¹⁶ 自主的に行政改革を推進し、財政健全化に取り組む団体が、その効果額の範囲内において、前述の充当率を超えて発行することができる市債。この市債を活用することにより、市債充当率を100%まで高上げすることができるが、これを「市債充当率の高上げ」という。

¹⁷ 団塊の世代の大量退職等によって退職手当額が標準的な金額を上回る団体が、今後の定員や人件費の適正化に関する計画を定め、総人件費の削減に取り組むことにより、発行することが許可される市債。

¹⁸ 行政改革推進債は行革効果額、退職手当債は定数削減の実績によって実際の発行可能額に上限が設定されるので、これらの取組の状況によっては、実際の発行額が制限される場合がある。

¹⁹ ある一時点における資産・負債の残高。

²⁰ 一般会計・特別会計の市債残高と、その他の将来負担（債務負担行為、土地開発公社債務保証、外郭団体損失補償）の合計。なお、市債残高のうち、臨時財政対策債や減税補てん債などのような、税・交付税の振替分や、災害復旧債等のように、本市の意思にかかわらず、事実上発行を選択せざるを得ない市債については「目標管理対象外分」と整理する。これらに係る考え方は、各論で詳述する。

財政運営が求められる。

なお、社会保障・税一体改革の影響や、公共施設の最適化に係る事業費等については、現時点において数値化することが困難であるため、収支見通しに反映していないが、今後、その内容が明らかになった際、収支見通しに反映させることとする。

(2) 収支見通しの推計方法

今後の収支見通しにおける、各種計数の推計方法は、次のとおりである。

【歳入】

< 市税収入 >

個人市民税は、税制改正（個人市民税均等割の引上げ）のほか、景気の変動による納税義務者数の増減等を反映して見込んだ。

法人市民税は、景気の変動に伴う企業収益の増減のほか、税制改正（法人の実効税率の引下げ等）の影響を加味して見込んだ。

固定資産税・都市計画税は、評価替えの影響や、家屋の新增築を反映して見込んだ。

< 実質的な地方交付税 >

普通交付税は、24年度当初算定や、市税の動向のほか、公債費に係る基準財政需要額の増減を加味して見込んだ。

臨時財政対策債については、算定方法の変更（財源不足額基礎方式への移行）を反映させて見込んだ。なお、臨時財政対策債に係る公債費は、その全額を後年度の基準財政需要額に加算している。

< 地方譲与税等 >

景気の動向のほか、税制改正の影響を反映した。なお、前述のとおり、社会保障・税一体改革に伴う地方消費税交付金の増は、地方財政全般に与える影響が明らかになっていないことから、現時点においては収支見通しには反映させていない。

【歳出】

< 人件費 >

職員給与費等は、職員の退職及び新規採用に伴う新陳代謝効果を加味。退職手当は、26年度以降の定年退職予定者については、24、25年度の希望退職者の影響等を反映した。

< 扶助費 >

生活保護費は、近年の実績を踏まえ、本市における高齢者人口の伸びを反映して見込んだ。

障害者自立支援事業費は、近年の実績を踏まえて、後年度の事業費の増を見込んだ。

< 公債費 >

発行済みの市債の元利償還金に、新たに発行予定の市債の元利償還金を加算して見込んだ。

< その他経常的経費 >

後期高齢者医療における療養給付費負担金、介護保険事業費会計への繰出金は、本市における対象年齢人口の伸びを反映して見込んだ。

< 投資的経費 >

今後の事業計画等を勘案する中で、所要額を見込んだ。なお、大規模な投資的事業が終了する平成 28 年度以降は、一定の新規事業の発生を見込むとともに、これに係る市債の元利償還金を、公債費に反映させている。

第2章 行財政改革の理念及び方向性

1 行財政改革の理念

これまで進めてきた行財政改革の取組と評価、さらには財政構造上の特性を踏まえ、当該計画の取組を進める上での理念を次のとおりとする。

【理 念】

- (1) 財政運営上の規律を確保しつつ、歳入に見合った歳出規模の実現を図る。
- (2) 少子高齢化や経済雇用情勢の悪化等に対応し、現役世代の増加に向けた取組とともに、誰もが自立した生活を送れるよう対策を講じ、都市の体質転換を図る。
- (3) 人々がいきいきと働き続けられ、地域内で経済が循環するよう取組を促進し、税源の涵養を図る。

こうした3つの理念のもとで、中長期的な視点から、社会経済情勢の変化にも耐えうる、将来にわたって持続可能で、弾力性のある行財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる行財政の姿を目指すものとする。

2 行財政改革の方向性と取組の柱

- (1) 持続可能な行財政基盤の確立に向け、都市の体質転換を図るとともに、税源の涵養に取り組む。

少子高齢化の進行や経済雇用情勢の悪化がもたらす社会構造の変化とそれに伴う財政構造上の影響を踏まえ、市民一人ひとりが自立した生活を送れるよう、都市の体質転換に向けた取組を進め、安定した行財政基盤の確立を図る。

ア 現役世代の定住・転入促進につながる取組

良質な住宅の形成や都市魅力を高める取組と、様々なまち情報の発信を通じて、現役世代の定住・転入を促進することにより、安定財源となり得る個人市民税をはじめ、税収の維持・拡大を図るとともに、労働力人口を増やし、人口構成をバランスのとれたものにするにより、安定した行財政基盤を確立する。

イ 健康で自立した生活の確保に向けた取組

生活保護費をはじめ扶助費が増加していることに鑑み、貧困に陥らないための予防的観点からの方策として、安定した職への雇用促進、就労支援に重点的に取り組むとともに、被扶助者の自立の促進に向けた取組を強化する。

また、市民がいきいきと暮らし、働き続けることができるよう、若年層からの健康増進の取組を部局横断的に推進し、扶助費や医療費、介護保険給付費の減少を図る。

ウ 税収の安定・向上につながる取組

安定的な税収の確保とその向上に向けて、地域経済の活性化を図るため、企業の誘致や産業振興に取り組む中で、雇用促進・就労支援に係る対策を推進するとともに、地域内で経済が循環するよう取組を促進する。

また、市税の徴収率の向上に向け、悪質滞納者に対する取組強化と滞納初期の未納者への取組の重点化を図るため、徴収体制の強化を図るとともに、市民の納税意識を高める取組を進める。

(2) 効果的・効率的な行財政運営を図る。

市民の安全・安心や健康で文化的な生活を守るといった、本来行政が担うべき役割を果たすとともに、行政が単なる公共サービスの提供者に留まるのではなく、市民・事業者の力が発揮され、地域住民が主体的にまちづくりを担うことができるよう環境づくりを行い、市民自治のまちづくりを進めていくことを行政運営の基本に据えながら、市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供する。

併せて、歳入に見合った歳出規模の実現を目指し、各種の改革改善の取組を進め、最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的な行財政運営を図る。

ア 自主財源の確保

競艇事業については、「まちづくりに貢献する」という役割を果たすため、売上向上策の推進や効率的な事業運営を行う中で、本市財政へ寄与する取組を進める。また、受益と負担の適正化の観点から、各種事業や施設等に係る利用料、実費弁償金等の見直しや有料化に取り組むとともに、ふるさと納税を促進するなど、自主財源の確保を図る。

イ 公共施設の再配置・統廃合と跡地活用

今後、多くの公共施設が更新時期を迎えることとなるが、全ての施設について建て替え等を行うことは困難であり、人口の大幅な減少などにより、十分に活用されているとは言いがたい施設もある。

こうした中、コストと便益の最適化を図る「ファシリティマネジメント²¹」の考え方を踏まえ、施設の総量の圧縮と配置の適正化を進め、維持管理コストを抑制するとともに、機能や利便性の向上を図る。

また、施設の集約化や廃止等による跡地利用については、現役世代の定住・転入促進を図るため、基本的には良質な住宅等の形成を図るために活用する方向で検討する。

ウ 給与構造改善と人件費の抑制

これまで、厳しい財政状況に鑑み、長きにわたって給与等の削減を進めてきたところであるが、一方では職員のモチベーション低下が懸念される。

今後、市政運営を進める要となる職員一人ひとりの意欲を引き出すため、職員の職責や実績が人事給与に反映される仕組みを構築するなど、時代に応じた給与構造改善を図るとともに、昇任管理の適正化や給与体系の見直しなども視野に入れつつ、人件費の抑制に取り組む。

エ 職員定数の適正化

事務事業や事務の執行方法の見直し、民間活力の導入等を図り、より効果的・効率的な行政運営に取り組む中で、サービスの提供方法に合わせた適正な職員配置を図る。

オ 事務事業の改革改善の推進

施策評価の取組を進め、施策の重点化を図る中で、事務事業に係る成果、必要性、有効性、実施主体の妥当性などについて点検・評価し、事務事業の見直しを推進する。

また、アウトソーシングについては、市民や事業者の力がより発揮されるよう、民間事業者やNPO法人、市民活動団体等から、様々なアイデアによる委託や民

²¹ 土地や建物といった業務用不動産を、最小のコストで最大の効果を上げられる、最適な状態で保有・運営・維持するための総合的な管理手法。

営化の提案を募り、民間の創意工夫を生かした質の高いサービスの提供を目指す。

カ 効率的な組織運営に向けた取組

地域社会における課題や市民ニーズが多様化、複雑化する中、自治体においては、より迅速で、きめ細やかな処理、対応が求められている。

こうした中、行政課題や時代に対応した組織体制の整備、さらには、各種事務手続きの簡素化や事務執行の効率化に向けた取組を進める。

キ 市営バス事業の民営化に向けた取組

市営バス事業については、生産年齢人口の減少など様々な社会経済情勢の変化の影響により、事業運営の根幹をなす輸送人員は長らく減少傾向にあり、極めて厳しい経営を余儀なくされ、今後の事業継続が危惧される状況となっている。

そうしたなか、高齢化の進展等により、バス交通が果たすべき役割は、今後ますます重要なものとなっていくことを踏まえ、本市のバス交通サービスを持続可能なものとするため、民営化に向けた取組を進める。

ク 外郭団体等²²の経営改善の促進

民間への公共サービスの開放が進むとともに、指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の管理についても、民間の参入が拡大するほか、公益法人制度改革に向けた取組が必要となるなど、外郭団体等を取り巻く経営環境が大きく変化する中、団体の主体的な経営改善が求められている。

こうした中、各団体の実情や課題を把握しながら、人的・財政的な支援など市の関与のあり方を検証し、効率的かつ安定的な経営基盤の確立に向けた取組を進める。

(3) 将来の負担を見据えるとともに、社会経済情勢の変化に備えた行財政運営を行う。

市債の発行による将来の負債を抑制するとともに、経済事情が著しく変動するなど、予測できない事態により、財源が大幅に不足する場合に備えて、各年度の収支状況に応じ、基金の積み立てを行う。

²² 外郭団体等とは、市が設立主体の特別法人、市が全額出資している社会福祉法人、市が25%以上出資している公益法人及び株式会社、市が設立に関与した社団法人、その他～には該当しないが、市政運営と実施事業に密接な関連があり、継続的に市の財政的関与がある団体（類似団体）をいう。

第3章 計画の期間及び目標

1 計画期間

計画期間については、新たな総合計画の期間と合わせ、平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

2 目標

(1) 財政運営の中期目標

計画中間時点となる平成29年度においては、先行会計繰出金を除いた収支不足額は18億円となるものの、計画期間後期においては、再び30億円を超える収支不足が生じる見込みであることから、中期目標の構造改善額は、30億円とする。

なお、実質的収支均衡が実現するまでの間に発生する先行会計繰出金については、一時的な財政負担であることから、土地の売り払い収入等を充当することにより対応する。

ア 基金積み立てと市債発行の抑制

基金については、財源対策として取り崩すことなく、また、市債については、投資的事業の事業費そのものの圧縮を図る中で、本債²³ベースでの対応（行政改革推進債を発行しない形）を基本とするとともに、退職手当債を発行することなく、収支均衡が図れる財政運営の姿を目指す。

イ 将来負担と公債費の抑制

今後の収支見通しにおける主な将来負担の推移を踏まえ、臨時財政対策債等を除いた主な将来負担の金額について、平成23年度末において2,314億円のところ、平成29年度末には1,550億円以下を目指すことにより、将来負担と公債費の抑制を図る。

²³ 市債は、施設の建設など、その効用が将来の住民にも及ぶ場合において発行することができるものであるが、原則として、事業費すべてを市債でまかなうことができるわけではなく、事業費に「充当率」と呼ばれる率（一般的には75%）を乗じた額の範囲内に限定される。この充当率に基づいて金額を決め、発行する市債を「本債」という。

(2) 財政運営の最終目標

平成34年度までに、持続可能で弾力性のある行財政の基盤が確立されている状態を目指す。

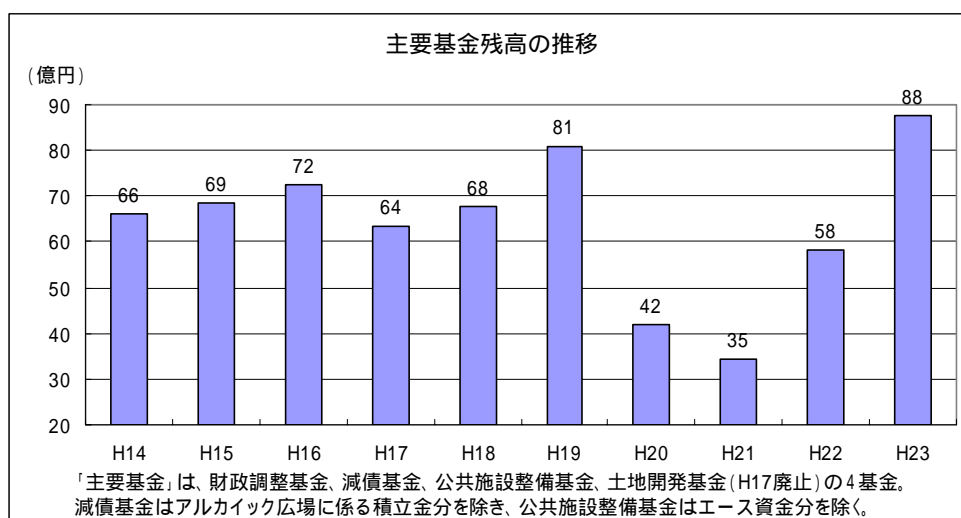
ア 基金積み立てと市債発行の抑制

基金については、土地の売り払い収入や収益事業収入等を積み立てることにより、着実にその残高を増やし、投資的事業に係る市債発行額の抑制や公債費の償還の促進のために活用する基金運用の姿を目指す。

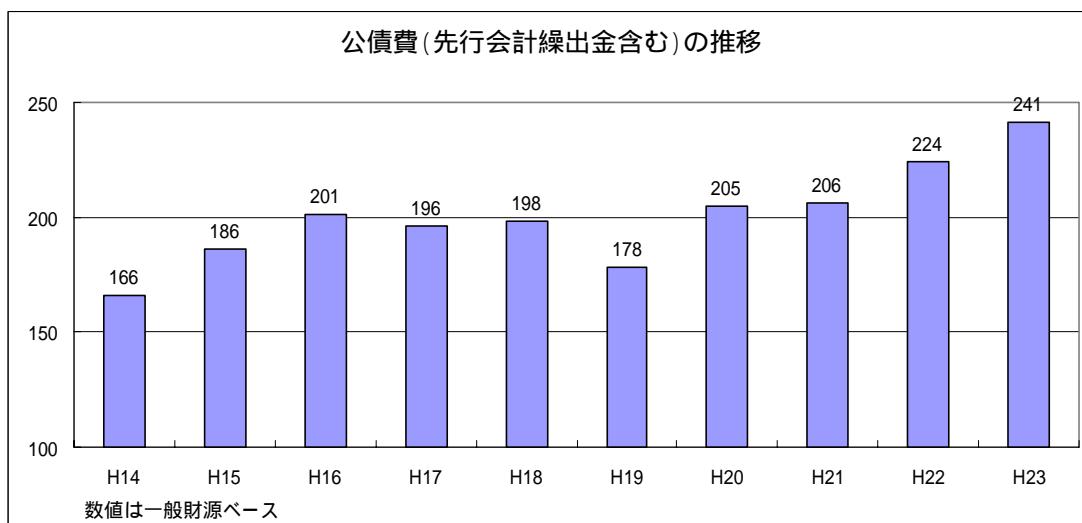
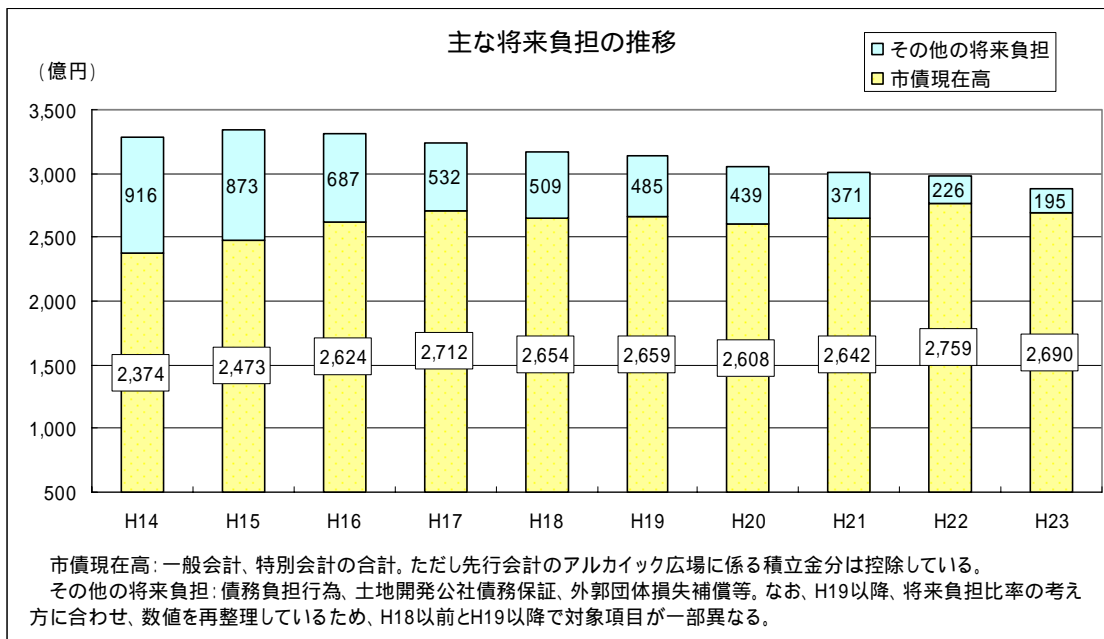
また、市債については、後年度の公債費において、地方交付税における基準財政需要額への算入措置のない起債に対し、自主財源²⁴を充当することにより、市債発行額を抑制できるような弾力性のある財政構造の姿を目指す。

イ 将来負担と公債費の抑制

今後の収支見通しにおける主な将来負担の推移を踏まえ、臨時財政対策債等を除いた主な将来負担の金額について、平成23年度末において2,314億円のところ、平成34年度末にはその約半分となる1,100億円以下を目指すことにより、将来負担と公債費の抑制を図る。



²⁴ 市税や使用料・手数料、基金繰入金など、地方公共団体が自主的に収入しうる財源。



第4章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

行財政改革の推進にあたっては、全庁一丸となって取り組む必要があるため、改革改善の進捗管理については、適宜、政策調整部会において行い、横断的な連携を図るものとし、現役世代の定住・転入の促進や扶助費・医療費の適正化など、特に横断的な取組が必要なものについては、関連部局による推進チームを設け、取組を進めていくものとする。

2 計画の進行管理

本計画は、10年間の長期にわたる計画となっているが、期間中に、社会保障・税一体改革といった、大規模な地方財政制度の変更が実施される予定となっているほか、計画策定時点においては予見し難い社会経済情勢等の変動も想定されるところである。

こうしたことを踏まえ、遅くとも中期目標年次の前年度である平成28年度末までに、本計画に係る中間総括を行い、必要に応じて、収支見通し及び目標の時点修正を行うこととする。

各 論

(1) 持続可能な行財政基盤の確立に向け、都市の体質転換を図るとともに、税源の涵養に取り組む。

ア 現役世代の定住・転入促進につながる取組

【現状・課題】

平成17年と平成22年の国勢調査の結果を年齢層別で比較すると、0歳～4歳が5歳～9歳になった時、また、5歳～9歳が10歳～14歳になった時に人口が減少している。この年齢層は単独で移動することはないと考えられるため、その親世代とともに転出していることが想定される。

年齢別人口(国勢調査結果)の比較

平成17年の年齢	平成22年の年齢	国勢調査人口		移動数[A-B]	
		H17年	H22年	(H17)	(H22)
0	0～4歳		18,067	18,067	
0～4歳	5～9歳	20,218	17,606	-2,612	
5～9歳	10～14歳	20,291	18,249	-2,042	
10～14歳	15～19歳	19,571	19,210	-361	
15～19歳	20～24歳	21,005	21,880	875	
20～24歳	25～29歳	25,031	26,755	1,724	
25～29歳	30～34歳	31,354	31,527	173	
30～34歳	35～39歳	39,200	37,877	-1,323	
35～39歳	40～44歳	34,266	33,168	-1,098	
40～44歳	45～49歳	28,669	28,113	-556	
45～49歳	50～54歳	24,942	24,468	-474	
50～54歳	55～59歳	29,336	28,892	-444	
55～59歳	60～64歳	38,313	37,235	-1,078	
60～64歳	65～69歳	34,637	32,868	-1,769	
65～69歳	70～74歳	29,805	27,478	-2,327	
70～74歳	75～79歳	24,559	21,215	-3,344	
75～79歳	80～84歳	17,557	13,720	-3,837	
80歳以上	85歳以上	19,401	10,789	-8,612	

男女合計。年齢不詳の者は除く。

また、平成18年度に実施した転出入者に対するアンケート調査では、転入は一人世帯が中心で、子どもがいる世帯であっても就学前の子どもが多い。転出で子どもがいる世帯は、小学生を持つ家庭の割合が転入より高いという結果であった。

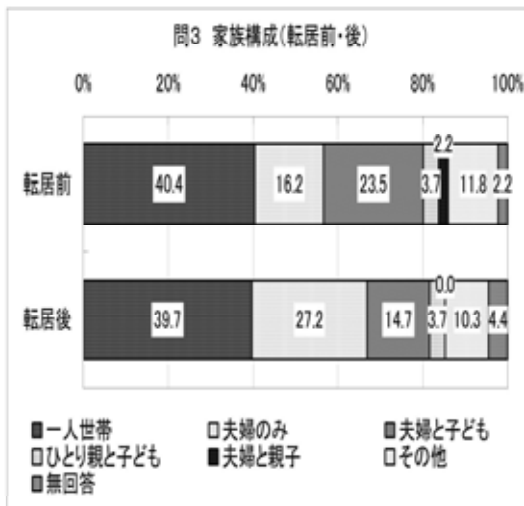
こうしたことから、本市においては、子どもが小・中学校へ就学する過程で転出している可能性が高いと考えられる。

次に、平成22年度に実施した市民意識調査における「居住の継続を希望し

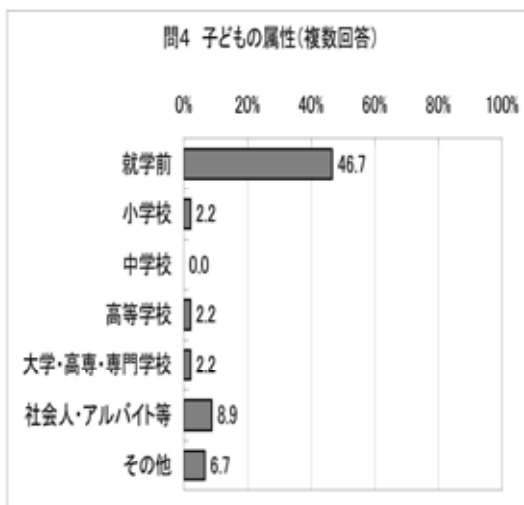
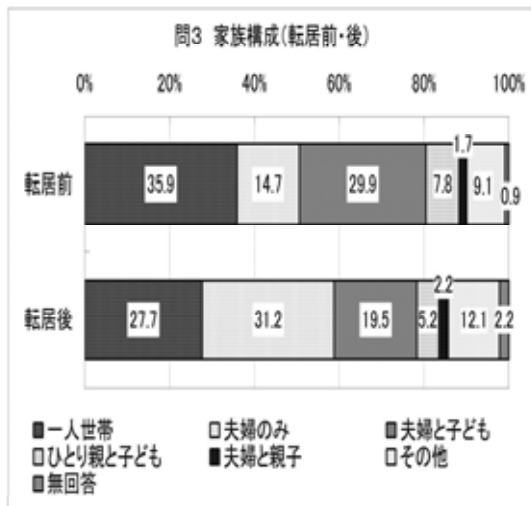
ない理由」として、20代、30代の男性、女性では、「子育て支援や学校教育に不満」や「治安が悪い」、「自然や空気などの環境面がよくない」が他の年齢に比べて多く見られるほか、平成18年度に実施した市外居住の住宅購入予定者に対するインターネットアンケート調査では、住宅を購入する際に重視する項目として、「公立学校の教育水準（進学率）」は全体の約7割が「重視する」か「やや重視する」と回答しており、特に、中学生以下の子どもがいる回答者に限定すると、その割合は約9割となっていることから、ファミリー世帯が住宅を購入する際、教育水準は大きな要素となっていると考えられる。

平成18年度 人口等都市政策調査研究事業 報告書 転出入者アンケート「家族構成」

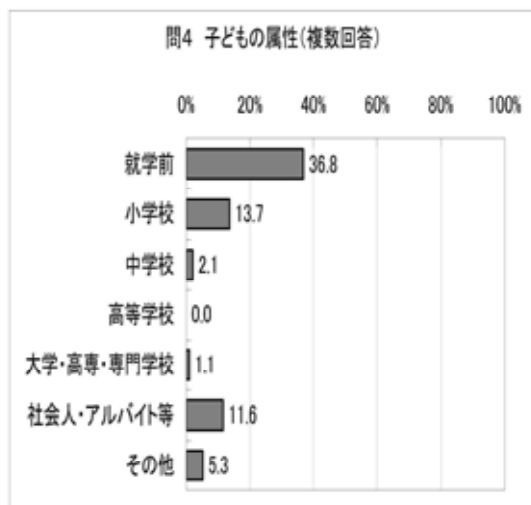
<転入者アンケート>



<転出者アンケート>



注: 「一人世帯」と「夫婦のみ」を除く45世帯を母数とする



注: 「一人世帯」と「夫婦のみ」を除く95世帯を母数とする

平成22年度尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査結果(市民意識調査報告書)
「居住継続を希望しない理由(年齢別)」

	今の住宅に不満があるから	自然や空気などの環境面がよくないから	治安が悪いから	子育て支援や学校教育に不満があるから	土地・住居代、家賃が高いから	文化施設やスポーツ施設などが少ないから	ふだんの買い物などが不便だから	つな軽に参加できる地域の行事が少なく、地域住民の	通勤・通学に不便だから	遠く離れ親(子)と同居するから(家族の住宅と)	保健・医療・福祉サービスが不十分だから	商売や仕事の関係上、適さない場所だから	その他	無回答	
全体	36.9	36.1	28.8	19.3	17.5	10.9	10.9	9.1	7.7	6.9	6.9	4.0	19.3	2.9	
男性・年齢別	男性全体	36.4	36.4	31.8	18.2	20.9	11.8	8.2	10.9	11.8	6.4	10.9	6.4	17.3	3.6
	男性19歳以下	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	男性20歳代	15.4	46.2	30.8	23.1	30.8	7.7	7.7	0.0	15.4	0.0	7.7	15.4	23.1	0.0
	男性30歳代	35.5	35.5	48.4	29.0	12.9	12.9	3.2	6.5	9.7	3.2	16.1	3.2	16.1	3.2
	男性40歳代	25.0	25.0	33.3	50.0	8.3	25.0	0.0	8.3	16.7	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0
	男性50歳代	47.1	41.2	41.2	5.9	29.4	0.0	11.8	11.8	29.4	11.8	11.8	11.8	23.5	0.0
	男性60歳代	43.5	39.1	17.4	0.0	34.8	13.0	13.0	21.7	4.3	8.7	4.3	0.0	17.4	4.3
	男性70歳以上	45.5	27.3	9.1	0.0	9.1	0.0	18.2	18.2	0.0	18.2	18.2	9.1	18.2	18.2
女性・年齢別	女性全体	36.9	35.6	26.2	20.1	13.4	10.7	12.8	8.7	4.7	7.4	4.7	2.7	21.5	2.7
	女性19歳以下	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0
	女性20歳代	34.8	34.8	34.8	26.1	4.3	17.4	8.7	8.7	13.0	8.7	8.7	0.0	17.4	0.0
	女性30歳代	31.0	50.0	42.9	31.0	19.0	7.1	9.5	2.4	4.8	9.5	2.4	2.4	19.0	0.0
	女性40歳代	52.2	26.1	13.0	17.4	13.0	8.7	17.4	8.7	4.3	0.0	4.3	4.3	26.1	0.0
	女性50歳代	43.5	30.4	8.7	21.7	0.0	13.0	4.3	8.7	4.3	8.7	4.3	0.0	26.1	4.3
	女性60歳代	30.0	35.0	25.0	5.0	20.0	15.0	20.0	20.0	0.0	10.0	5.0	5.0	20.0	10.0
	女性70歳以上	38.5	23.1	15.4	0.0	23.1	7.7	23.1	15.4	0.0	7.7	7.7	0.0	15.4	7.7

平成18年度 人口等都市政策調査研究事業 報告書

インターネットアンケート「住宅を購入する際の重要度」

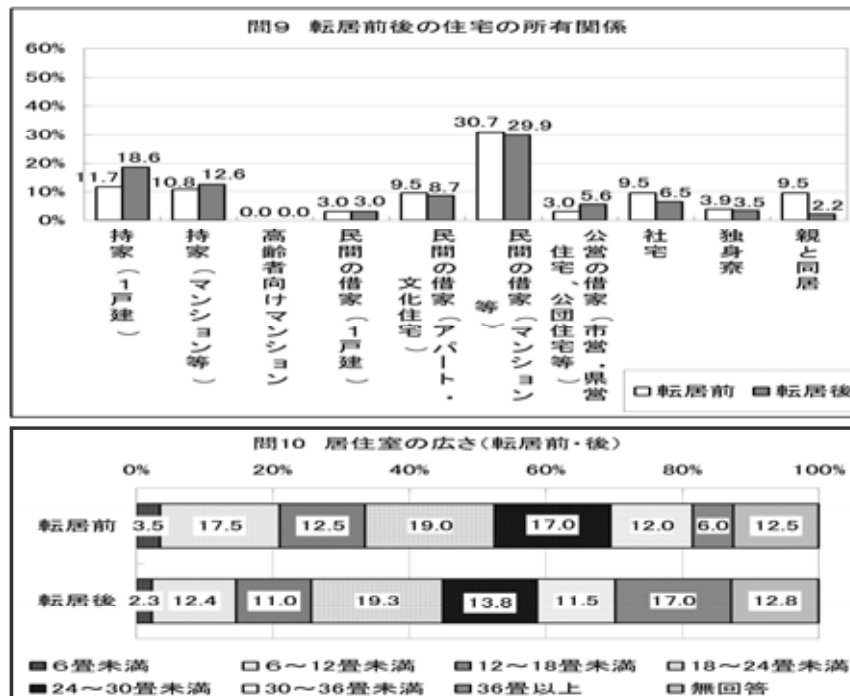
「公立学校の教育水準(進学率)」を選択

	ポイント	重視する	やや重視する	どちらともいえない	あまり重視しない	重視しない
全体	87	32.4	40.4	15.1	6.1	5.9
中学生以下の子のいる世帯	148	58.2	33.7	6.3	1.2	0.5

さらに、転出入者アンケートにおいては、転出により持家率がやや高くなり、それに応じて居住室が広くなる傾向も見られている。

平成 18 年度 人口等都市政策調査研究事業 報告書

転出者アンケート「転居前後の住宅事情」



これらのことから、現役世代の定住・転入促進を図る取組として、まずは、転出超過の傾向が見られる、子どものいるファミリー世帯について重点的に取り組み、それらの層へのニーズを満たす、良質な住宅の供給や学校教育の充実などを図っていく必要があり、これらを項目ごとに課題を整理すると次のとおりとなる。

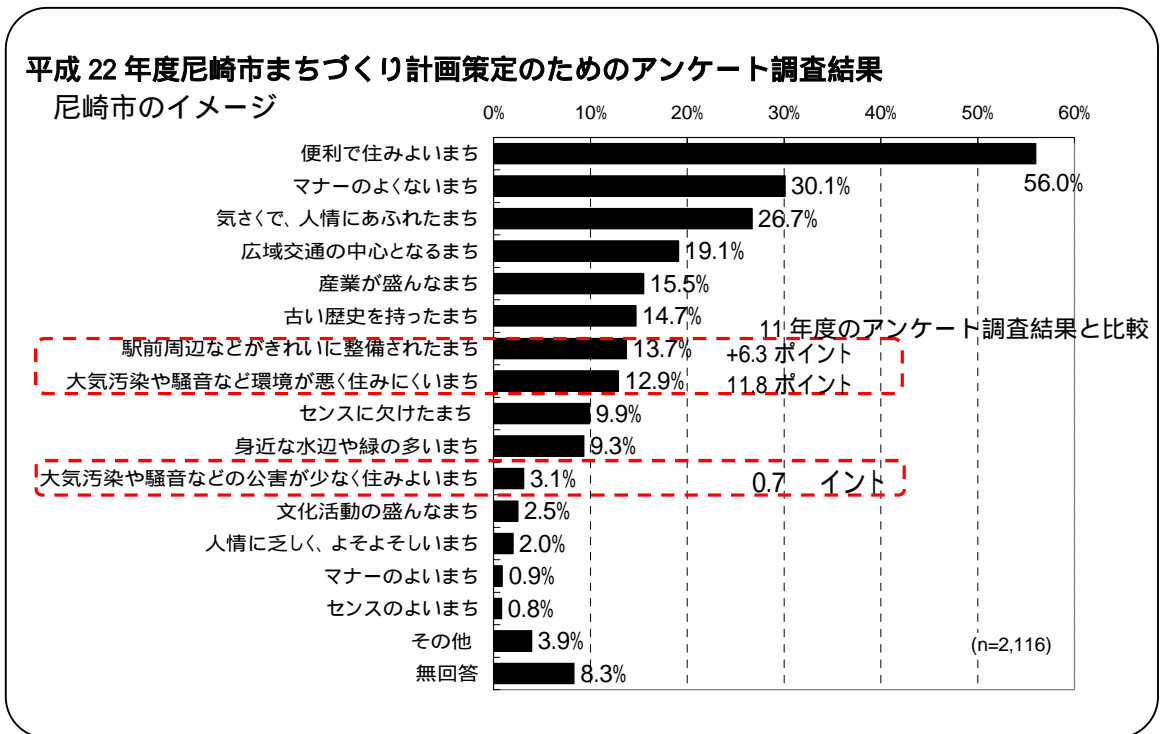
住宅供給及び住環境については、本市に供給されている住宅規模(延床面積)が近隣市と比較して小さいことや、工業都市として発展し、古くから市街化が進んできた経緯から老朽化した木造住宅が多い。また、緑が少ないといった意見があるなど住環境の問題もあり、現状ではファミリー世帯が望むまちづくりに十分取り組んでいるとはいえない。

本市の児童生徒の学力水準は、小・中学校の基礎基本部分がほぼ全国レベルに到達しているなど相当部分が改善されてきたが、活用的な問題²⁵への対応力には課題があるほか、高等学校からの大学への進学率は、他市の高等学校との比較において高いとは言えない。

²⁵ 活用的な問題。これまで習得した基礎的な知識や技能を生かした、力が試される問題のことをいう。

まちの治安については、市内におけるひったくりの発生件数が、阪神間の中でも多く、地域における安全・安心の確保が課題となっている。

まちのイメージとしては、大気や水質などの公害問題が大幅に改善したにも係わらず、近年の市民意識調査では「環境が悪く住みにくいまち」という意見があるなど、今の実態と異なるイメージを持たれている。



【取組の方向性】

ファミリー世帯を中心とした現役世代に選ばれ、住み続けたいと思われる魅力的なまちを目指し、次のとおり取組を進めることにより、個人市民税の増収を図ることはもとより、消費の拡大により地域経済の活性化にもつなげていく。

良質な住宅・住環境の形成に向けて、居住水準の向上、ゆとりある敷地面積の確保、また、安全性・環境面への配慮などの取組を進めるとともに、社会的資産としての住宅ストック²⁶に係る実態調査を含め、活用方策を検討する。併せて、公共施設の最適化²⁷に向けた取組等によって生み出される跡地（市有地）活用については、市民、事業者、関係団体等との連携を図るなかで、民間活力手法の導入も視野に入れ、基本的には良質な住宅等の形成を図っていく。

²⁶ 住宅ストック。ストックとは常置の持ち合わせている数のこと。現在の住宅問題は、量的不足の解消から水準問題に移行したといわれており、住宅数から規模・設備・安全性・立地・環境・経費の問題となっている。

²⁷ 公共施設の最適化。コストと便益の最適化を図る「ファシリティマネジメント」の考え方を踏まえ、経済的なコストで、適量かつ良好な品質の施設を提供することを目指すもの。

景観を阻害している屋外広告物や駅前放置自転車等の課題を解消し、まちのイメージを転換する取組を進めていくとともに、自然環境・生物多様性の保全に取り組み、生活にうるおいをもたらす景観形成に努める。

また、市民自らが積極的に住環境の整備に関わっていける環境づくりを進める。

尼崎で育つ子どもは、確かな学力を身につけ、自らを大切にし、健康でたくましく思いやりのある大人へと成長するとともに、社会の変化にも主体的に対応し、生涯にわたって意欲的に生きる力を身につけることが求められている。

学力向上への取組として、小・中学校では基礎基本の定着に加え、活用問題への対応力の強化を図るなどにより、学力水準において全国平均あるいはそれを超えることを目指す。市立高等学校においては、平成27年度から実施される通学区域の再編を見据え、子ども達がより入学したいと思える学校となるよう、大学進学率の向上を図るなど、望む進路が実現できる学校を目指す。これらの取組と合わせて、変化の激しい社会の中でも対応できる「生涯にわたって意欲的に生きる力」を身につける教育を進める。

市民の防犯意識を高め、犯罪を抑止し安心して暮らせるまちとなるよう、市民・警察・防犯協会・行政などが連携し、パトロール等の防犯活動をはじめ、普及啓発活動や研修会、広報紙の発行・配布などを継続して行っていく。

地域資源を活かした新たなまちの魅力づくりや、良質な住宅の供給、学力向上策などの現役世代の定住・転入促進を図る取組が効果的に伝わるよう戦略的・効果的に発信していくとともに、シティプロモーション指針を策定する中で、市全体でまちの魅力の増進を図っていく。

【求める成果】

現役世代の定住・転入促進につながる取組を進めることにより、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合を、10年後の平成34年においても、平成22年国勢調査時点の数値を保つ。これにより、個人市民税の増収に努める。

(参考：尼崎市総合計画に示されている「世帯類型別世帯数の推移」において、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が、平成22年は25.4%であるところ、推計においては、平成37年は20.4%になるとされている。)

イ 健康で自立した生活の確保に向けた取組

【現状・課題】

平成23年8月における市内の有効求人倍率は0.56であったが、平成24年7月では0.72となっており、雇用情勢は一定改善傾向にある一方、生活保護率は年度間平均で、平成21年度が32.01%であったのに対し、平成23年度は38.69%と上昇の一途を辿っており、特に、失職等を理由として生活保護を受給するケースが増加している。

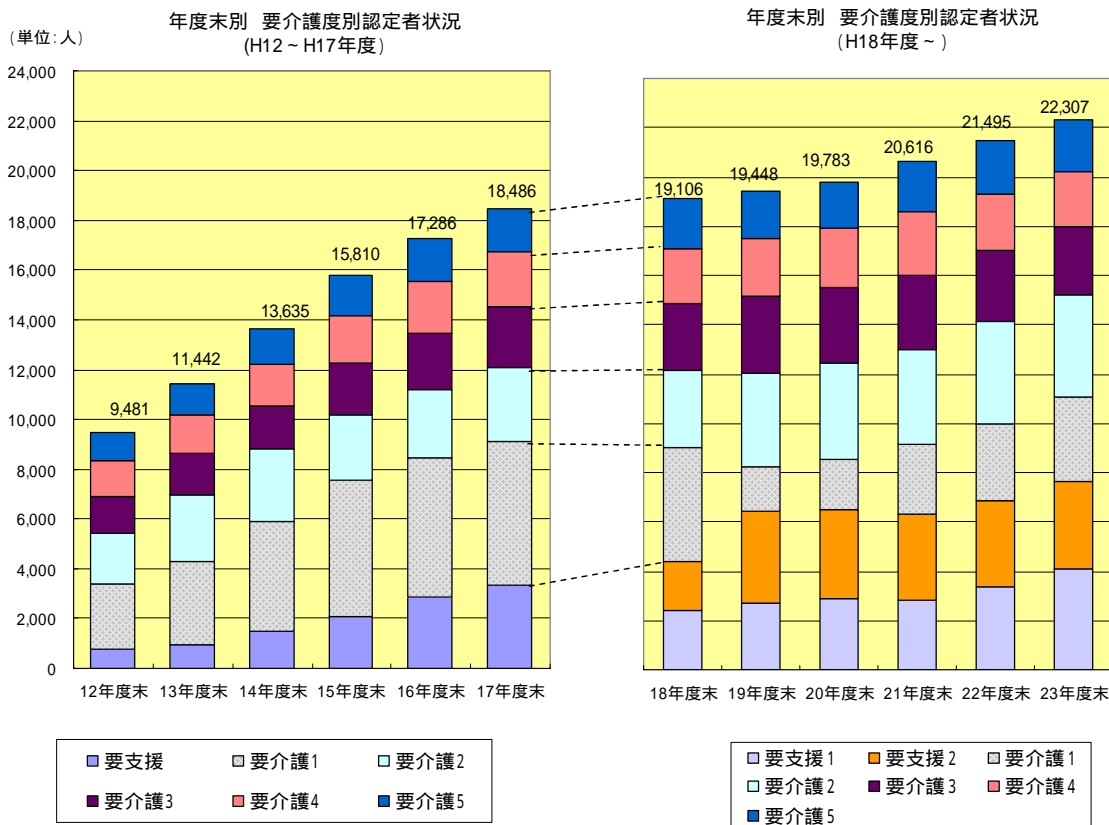
非正規雇用の増大など雇用形態が変化する中、第1のセーフティネットと言われる従来の雇用保険求職者給付やハローワークにおける就労支援に加えて、住宅手当や職業訓練受講給付金などの第2のセーフティネットのほか、本市でも無料職業紹介などの就労支援策を講じているが、労働能力が乏しい人、様々な理由で労働意欲が減退している人、母子家庭などで子育てのために労働条件が制約される人などは、生活保護に移行しやすい傾向にあり、現状ではこれらの対策が十分に機能しているとは言い難い。

社会経済情勢の影響から生活困窮に陥らないよう、予防的な方策として、安定した職に就くための雇用促進や就労支援を重点的に取り組んでいくとともに、生活保護受給者についても、各々の能力に応じた就労支援等をより効果的に進めていく必要がある。

高齢者が健康で生きがいを持って、自立した生活を過ごせるかは重要な課題である。しかし、本市における後期高齢者医療の一人あたりの療養給付費は県下で1番高い状態が続いているほか、介護保険制度における要介護認定者数では、平成23年度末時点で22,307人となっており、制度開始以降一貫して増加している。これらは、今後も高齢化の進行に伴ってさらに増加していくことが予想される。また、費用面では、平成24年度予算における一般財源負担は、後期高齢者医療療養給付費で約39億円、介護保険給付費で約45億円、生活保護費における医療扶助費は約35億円という多額なものとなっており、今後も増え続けることが見込まれる。

疾病によって、生活が困窮することや介護が必要な状態になることを、できる限り防いでいくため、予防可能な生活習慣病に着目した若年層から

の健診、保健指導により生活習慣の改善につなげ、健康寿命の延伸を図ることにより、結果として医療費・扶助費・介護保険給付費の適正化につなげていく必要がある。



【取組の方向性】

生活困窮に陥りやすい層に適切なタイミングで無料職業紹介やキャリアアップ研修などの就労支援を実施できるよう、関係機関での連携を強化し、情報を共有化していく中で就労に結びつける新たな取組を検討していくとともに、関係機関職員相互のスキルアップを図ることによって、より効果的な就労支援等を行っていく。

生活保護受給者については、各々の就労能力や家庭環境などに応じたきめの細かい支援を引き続き推進していくとともに、これまで実施してきた就労支援事業等の分析、評価を行う中で、より効果的な事業手法について研究し、就労による自立にむけた支援の強化を行う。なお、就労による自立が困難な高齢者等の生活保護受給者については、地域活動やレクリエーションへの参加などを通して、社会とのつながりを確保することで、健全な生活習慣、健康の維持増進を図る。

生活習慣病の予防・重症化予防を行う中で市民の健康寿命の延伸を図ることにより、将来の医療費・扶助費・介護保険給付費の適正化につなげていく。そのためには、より早い段階からの取組が重要であるため、すべてのライフステージで、健診結果をもとに健康的な生活習慣づくりが行えるよう、学習機会の提供等の取組を全庁横断的に推進していく。また、その効果をさらに広めていくためにも、他の医療保険者や民間事業者とも連携を図っていく。

【求める成果】

生活困窮に陥りやすい層に対して就労支援を行うことにより、就労に結びつく人数を増加させる。

（参考：平成23年度実績 無料職業紹介 求職登録者数148人 就職者数53人
無料職業紹介は平成23年10月1日から実施）

生活保護受給者の内、稼働年齢層で就労能力が認められる者の就労開始人数を増加させる。

（参考：平成23年度実績 就労支援者807人 就労開始301人）

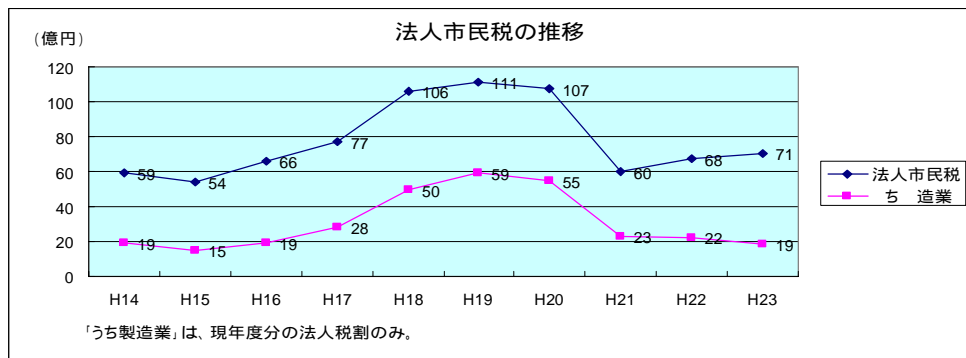
生活習慣病の予防等による取組を推進し、健康寿命の延伸等を行うことにより、後期高齢者医療療養給付費、介護保険給付費及び生活保護費における医療扶助費の伸び率を抑制させる。

ウ 税収の安定・向上につながる取組

【現状・課題】

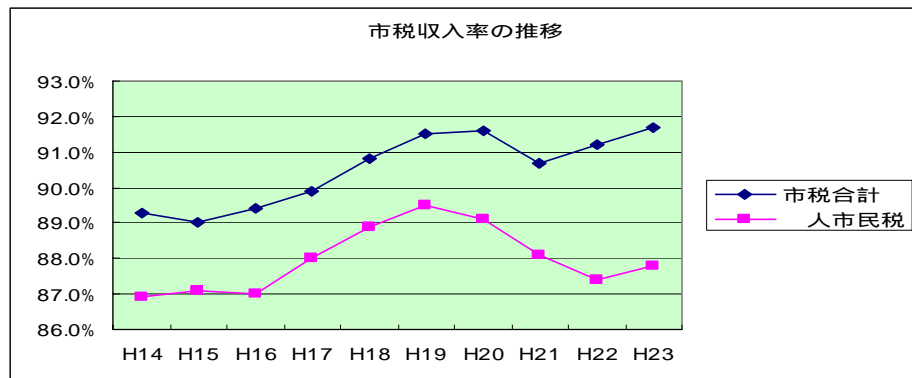
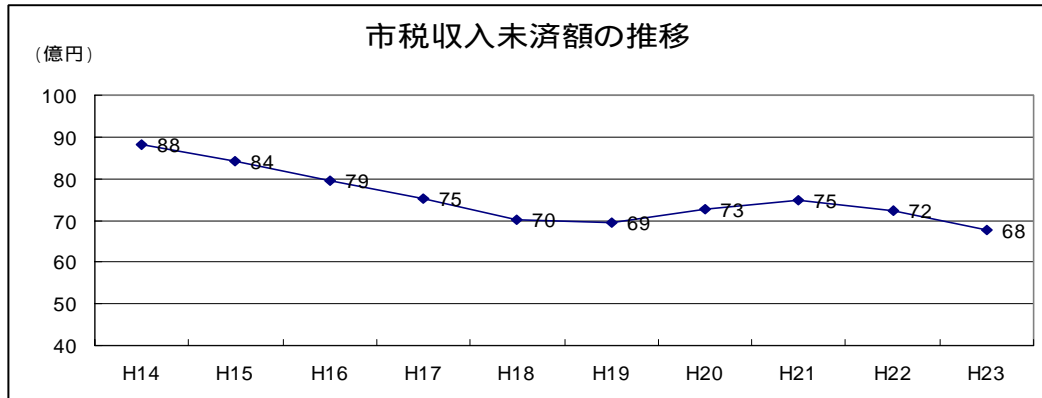
本市は産業都市として発展してきた経過から多くの企業が立地している。その結果、本市の税収は類似都市と比較しても法人市民税の占める割合が高く、利益計上法人の割合が国（全国値）を上回っているなど、これまで本市の財政を支えてきた。その中でも製造業は本市の基幹産業といえるが、リーマンショック以降の平成21年度においては、製造業に係る法人市民税が対前年度比で約40%と大幅に減少し、その後も回復に至っていないなど、景気の影響を受けやすいという構造になっている。

今後においては、社会経済情勢の変化にも対応できる産業の育成や誘致を進めることなどにより、地域経済の活性化を図り、地域内で経済を循環させることで、安定的な税収の確保とその向上を図る必要がある。



市税全体の収入未済額は、これまでの取組によって減少傾向にあるものの、景気低迷などの影響もあり、平成23年度決算においても約68億円という多額なものとなっている。特に、個人市民税は調定額に占める滞納繰越分の割合が高く、収入率を低下させる要因となっているが、他の税目と比較して滞納件数が多く、現状において、この課題解決に向けた集中的な取組が十分にできているとは言い難い。

市税収入は歳入の根幹であり、厳しい財政状況が続いている中、市税収入を確保することは本市財政運営の最重要課題であり、公平性の観点からも、収入率の向上と収入未済額の縮減を積極的に推進していく必要がある。



【取組の方向性】

法人市民税は本市財政への貢献度が大きいことから、本市産業の特質を生かしつつも、産業構造の変化、経済活動のグローバル化や景気の変動にも対応できるよう、新たなニーズに応える付加価値の高い、環境・エネルギー産業への転換を図る市内企業への技術開発などの支援を行い、市内企業の育成を図っていく。また、産業の集積といった本市の魅力に係る情報発信を強化していくことにより、今後成長が見込める企業の立地を促進していく。あわせて、本市における今後の産業振興の理念を示していく。さらに、環境と産業の共生を図っていく「尼崎版グリーンニューディール」の取組を推進していくことや、ソーシャルビジネス²⁸など幅広く多様なサービス業の振興に向けた取組を行う。

これらの取組を進めていくことにより、まちの活力が高まり、地域経済の活性化が図られて新たな雇用が創出されるなど、地域内で経済を循環させることによって、税収の安定・向上につなげていく。

²⁸ ソーシャルビジネスは、環境・貧困などの社会的課題の解決を図るための取り組みを持続可能な事業として展開すること。また、環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取り組みを、継続的な事業活動として進めていくこと。

市税における滞納事案への早期着手を引き続き徹底することにより、新たな収入未済額の発生を抑制していくとともに、差押等の滞納処分強化や不動産公売の実施により一層の増収につなげる。あわせて減免制度のあり方についても検討を行う。また、市報やホームページなど、活用可能なあらゆる媒体を通じて、税の仕組みやその使われ方などについてわかりやすい広報を行い、市民の理解を深め納税意識の高揚を図る。

また、「都市の体質転換」に向けた取組を実施していくための財源確保の方策として、超過課税・法定外税の検討を行う。

【求める成果】

製造業の製造品出荷額を上げるなどの取組により、本市における利益計上法人の割合を高める。

(参考)本市の利益計上法人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人市民税：利益計上法人割合	42.1%	43.3%	41.1%	34.6%	33.1%

市税収入未済総額を、10年後の平成34年度に12億円削減する。

(平成23年度決算 68億円 平成34年度決算 56億円)

個人市民税収入率を、10年後の平成34年度に90%にする。

(平成23年度決算 87.8% 平成34年度決算 90%)

(2) 効果的・効率的な行財政運営を図る。

ア 自主財源の確保

【現状・課題】

競艇事業については、公営競技全体が売上減少傾向にある中、安定した事業運営を行いながら、将来にわたって「まちづくりに貢献する」という役割を果たさなければならない。しかしながら、経営状況は年々厳しさを増しており、平成2年度のピーク時には、競艇事業からの一般会計への繰入金が136億円あったが、平成20年度からは繰入ができていないことから、売上向上を図っていくための取組が喫緊の課題であり、費用の抜本的な見直しと合わせて、より一層の財務構造の改善に取り組みなくてはならない。

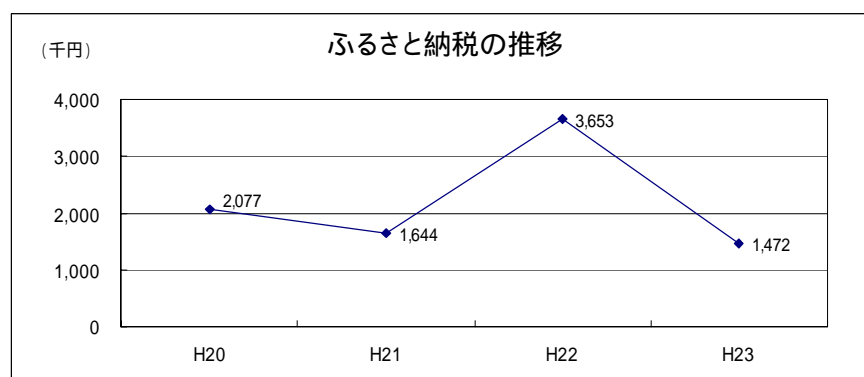
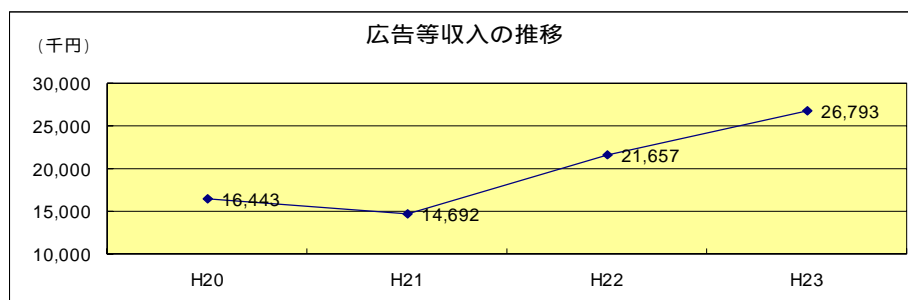
競艇事業 他会計繰出金等の状況 (単位 千円)

区 分	一般会計	下水道事業	都市整備事業	計
平成23年度	0	55,000	195,000	250,000
平成22年度	0	61,000	150,000	211,000
平成21年度	0	96,000	350,000	446,000
平成20年度	0	100,000	400,000	500,000
平成19年度	300,000	100,000	100,000	500,000
平成18年度	300,000	100,000	100,000	500,000

(収益事業収入の推移は P.3 を参照)

使用料・手数料の料金設定については、法令等他の根拠に基づくものを除き、原価主義を基本としており、3年ごとに各施設等の状況を調査の上、必要に応じて料金改定を行っている。また、公有財産の有効活用の観点から、土地の貸付やごみ収集車への広告掲載、総合体育館へのネーミングライツなど、増収に向けて取り組んでいる。

一方、ふるさと納税については、“あまがさき応援寄附金”として取組を進めているが、取組開始以降、寄附件数、金額ともに低調な状況が続いている。また、無料施設や公有財産の無償使用など、受益と負担の公平性の観点から整理が必要なものや、施設の有効利用の観点から、現在利用を制限している施設の目的外使用について検討していく必要がある。



【取組の方向性】

競艇事業については、経営的視点から積極的なSG競走の誘致、施設改善を含めた本場の活性化、広域発売のさらなる推進等の売上の向上策に取り組むほか、費用の見直し等による効率的な事業運営を一層進める。

原価主義に基づく使用料・手数料の料金設定については、コスト削減に向けた取組を行う中で、3年ごとの実態調査の結果を踏まえ、受益と負担の適正化を図る。また、現在利用を制限している施設の目的外使用における一般開放及び適正な料金設定などの検討を行う。

公有財産のさらなる有効活用に向けた取組として、無料施設における有料化や市外からの利用者等に対する料金設定について検討するとともに、公有財産（土地・建物）の無償使用又は減免の見直しを行う。

ふるさと納税制度の推進を図るため、パンフレットの作成といった広報の充実を図っていくなど、寄附を行うきっかけとなるような取組を進める。

【求める成果】

競艇事業については、まちづくりに貢献するため、事業の安定的・継続的な運営を図り、競艇事業収益から本市財政への繰出を継続して行う。

使用料・手数料における受益と負担の公平性を確保するとともに、公有財産の有効活用による収入やふるさと納税の増額を図る。

イ 公共施設の再配置・統廃合と跡地活用

【現状・課題】

本市の公共施設の多くが老朽化等の問題を抱えており、今後は耐震性の確保や時代のニーズに対応した機能向上を図りつつ、施設の建替え等を進めていく必要がある。しかしながら、全ての公共施設について建替え等を行う場合には、5千億円を超える多額の費用を要することになるほか、人口がピーク時から約10万人減少しており、十分に活用されていない施設もあるなど、現在の各公共施設の活用状況等を踏まえると、一定の集約を行う中で、施設の建替えや機能向上等を図っていく必要がある。

一方で、各公共施設において提供している行政サービスについて、高齢化の進行等に伴い、相談対応を含む窓口業務の高度化や総合的な対応が求められている。

【取組の方向性】

今後においては、施設を戦略的な観点から保有・処分・活用・維持し、コストと便益の最適化を図る「ファシリティマネジメント」の考え方を踏まえ、主に次の視点をもって具体的な取組を進める。

- ・総量の圧縮による維持管理コストの抑制と建替え等の財源の確保
- ・施設の機能・利便性の向上
- ・施設の長寿命化とライフサイクルコストの平準化・削減
- ・行政サービス等の機能の再構築

なお、施設の集約化等による跡地利用については、現役世代の定住・転入を促進するため、基本的には良質な住宅等の形成に向けて活用する方向で検討し、固定資産税等の増収や地域の活性化につなげていく。

【求める成果】

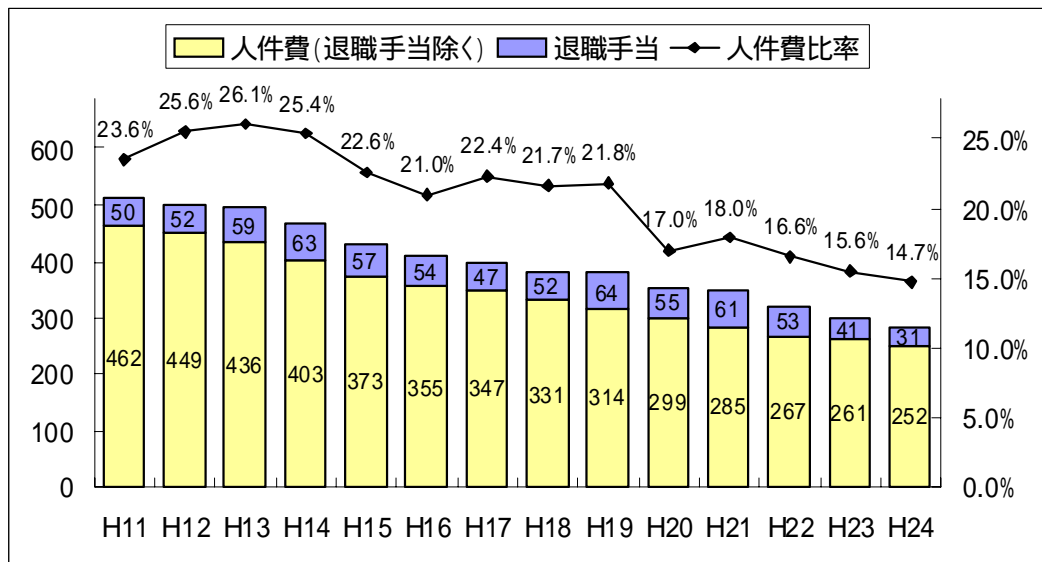
必要な施設の建替えや機能向上にあたっては、施設の集約等を図る中で財源を捻出するとともに、維持管理経費を減少させる。

ウ 給与構造改善と人件費の抑制

【現状・課題】

平成14年度から今日まで、給料表の改定をはじめ初任給及び昇格基準の見直し等による給与水準の適正化、運用昇給制度の廃止、期末・勤勉手当（役職加算等）や退職手当（支給率等）、住居手当など諸手当の見直し、並びに技能労務職給料表の導入など、給与構造改善を図るべく様々な人件費の抑制に向けた取組を行ってきた。

< 人件費の推移 >



一般会計ベース（H11～23は決算、H24は当初予算）、人件費比率＝歳出総額に占める人件費の割合

これらの構造改善による人件費削減効果は、直ちに効果が表れる取組と職員の新陳代謝が進むにつれて徐々に効果が表れてくるものがあり、今後、現行制度の運用を厳正に維持・継続していくことで、より一層、人件費の抑制が図られていくこととなる。また、こうした構造改善に向けた取組と併せて、極めて厳しい財政状況を踏まえ、給料月額や期末・勤勉手当、地域手当などの削減措置を実施し、さらなる人件費の抑制にも努めてきた。

今後の収支見通しでは、平成25年度以降も多額の収支不足額が見込まれるため、引き続き、人件費の抑制の取組を行っていく必要がある。一方で、長年にわたって人件費の抑制に取り組んできたことによって、職員のモチベーションの低下が懸念される状況となっているため、職員の意欲をより一層引き出すための人事給与制度の見直しも併せて実施していく必要がある。

また、国においては、国家公務員の退職手当の支給水準を平均約 14.9% 引き下げる予定であることから、国の動向を踏まえて、本市の対応を検討していく必要がある。

< 給与削減状況 >

	一般職				特別職		
	給料月額	管理職手当	地域手当	期末・勤勉手当	給料月額	期末手当	
H14	1～15%			5% (局長級のみ)	15～20%	5～10%	
H15							
H16	1～10%	10～20%			10～30%		
H17							
H18							
H19							
H20	1～8%		20～85%		7～25%	7～25%	
H21						10～15%	10～45%
H22						18～25%	
H23							
H24							

期末手当のみ。ただし局長級は勤勉手当 5%も実施。

< 効果額 >

経営再建プログラム

(単位：百万円)

構造的改善項目	H15	H16	H17	H18	H19	計
職員定数の削減(900人)	1,013	902	755	819	846	4,335
給与構造改革への取組(5.67%)					514	514
諸手当の見直し(住居手当、通勤手当等)	72	661	165	120	15	1,033
福利厚生制度等の見直し(市町村共済加入等)	343	196		57	4	592
計	1,428	1,759	920	996	1,371	6,474

一時的改善項目	H15	H16	H17	H18	H19	計
給与削減措置		636	579	593	544	2,352

行財政構造改革推進プラン

(単位：百万円)

構造的改善項目	H20	H21	H22	H23	H24	計
職員定数の削減(229人)	177	143	270	97	137	824
初任給及び昇格資格基準の見直し	5	12	14	5	20	56
技能労務職給料表の導入			2	8	13	3
諸手当の見直し(住居手当、期末・勤勉手当等)	50	104	43	3	31	231
計	232	259	326	97	201	1,114

一時的改善項目	H20	H21	H22	H23	H24	計
給与削減措置	357	334	1,235	1,196	1,145	4,268

【取組の方向性】

これまで、給与構造改善に向けた様々な見直しに取り組んできた結果、現在の本市の給与は、一定の適正な給与水準を維持したものとなっている。しかしながら、固定的な経費に占める人件費の割合は高く、改革改善を進めていく上では総人件費の抑制は避けて通れないものであり、そのため、今後の人件費の抑制にあたっては、現行の人事給与制度による適正な運用や職員定数の適正化に努めることとするが、平成25年度以降の厳しい収支状況を踏まえ、構造改善に至るまでの間は改めて期間を限定した上で、給与削減措置に向けた取組を進める。

退職手当については、基本的には国の取組内容に準じた見直しを実施し、人件費の抑制を図る。

併せて、職員のモチベーションを向上させる取組については、職員が職務を通じて実現させた成果を適正に評価する仕組づくりと、その仕組と連動した人事給与制度の導入について検討を行う。

【求める成果】

職員の意欲をより一層引き出す人事給与制度の導入により、職員のモチベーションに留意しつつ、人件費総額の抑制を図る。

エ 職員定数の適正化

【現状・課題】

これまで本市は、人件費抑制に向けた取組の一環として、アウトソーシングの推進や執行体制の効率化などにより職員定数の削減を進め、ピーク時の昭和50年度には6,082人であったところ、平成14年度には4,244人、その後、経営再建プログラムの取組によって平成19年度には3,344人に削減し、行財政構造改革推進プランの取組によって平成24年度には2,967人となっており、この10年では1,277人の職員削減を行ってきた。その結果、現時点においては指標としてきた類似都市の職員数を下回っており、その点からは職員定数の適正化について一定目標に達したと考える。

しかしながら、本市の財政は依然として非常に厳しい状況が続いており、引き続き構造改善を進めていくためには、人件費の抑制の観点から、今後も効果的・効率的な行財政運営につながるような職員定数の適正化に取り組む必要がある。

一方、高齢化の進行や生活保護世帯が増加していることに起因する事務の増加、国、県からの権限移譲や社会経済情勢、市民ニーズへの対応等により発生する新たな事務など、今後職員定数が増える要素もある。

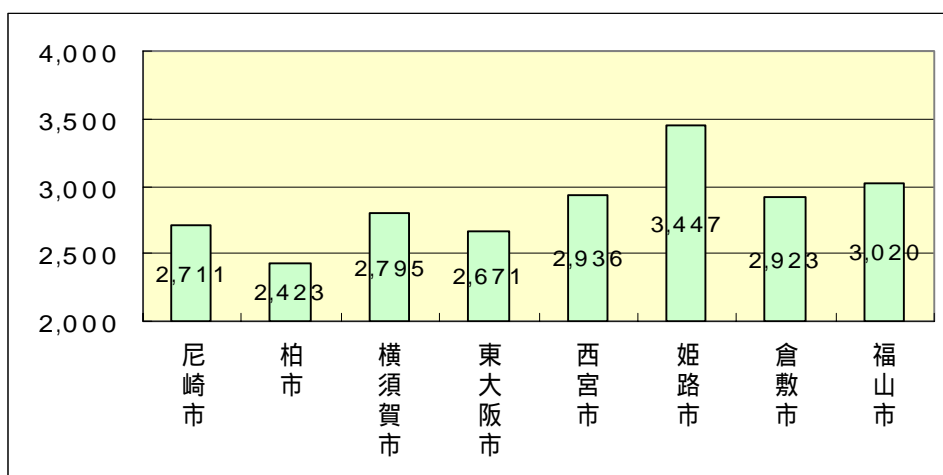
職員定数の削減

(単位：人)

年度	経営再建プログラム					行財政構造改革推進プラン				
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
定数	4,018	3,820	3,652	3,498	3,344	3,274	3,177	3,074	3,017	2,967
削減数	226	198	168	154	154	70	97	103	57	50
	(900) 900					(500) 377				

水道局・交通局除く、()内は、計画人数

類似都市職員数比較（平成23年4月1日時点 普通会計ベース 単位：人）



【取組の方向性】

行財政構造改革推進プランにおける未達成項目については、着実に取組を進めることで職員定数の削減を行う。

今後実施していく職員定数の適正化については、社会保障制度改革や権限移譲などにおいて、新たな事務が発生することが見込まれることから、組織力の低下や市民サービスへの影響を与えないため、業務量に見合った配置を原則とし、削減については、事業の休廃止や民間活力の導入、事務の執行方法の見直しなどにより、業務量を減少させることで生み出すことを基本とする。

なお、業務量削減に向けては、業務量の妥当性等、業務内容の総点検を行った上で、事業の必要性や効果的手法について改めて検討を行うなど、各局室連携のもと、定数管理の取組を進めていく。

【求める成果】

行財政構造改革推進プランにおける、未達成項目に係る職員定数の削減を図るとともに、今後は事務の効率化の推進などを行うことにより、さらなる職員定数の適正化を図る。

オ 事務事業の改革改善の推進

【現状・課題】

平成15年度から平成19年度までの経営再建プログラム、並びに、平成20年度から平成24年度までの行財政構造改革推進プランまで、10年にわたり、500を超える事務事業の見直しを進めてきたこともあり、近年では、見直すべき対象事業が狭まりつつある。

アウトソーシングへの取組については、公共サービスを担う民間企業が増加しているとともに、NPO法人、市民活動団体、ボランティアなどの活動も一段と活発になってきており、新たな公共の担い手が増えてきている。しかしながら、これまでは委託すべき事務事業の選定やその仕様の策定を市が行っており、斬新な発想やコストを意識した取組が十分とは言えない。

【取組の方向性】

現在実施している事業が課題の根本的解決につながっているのか、という視点をより重視する中で、事業内容を熟知している職員が事業の点検・評価を行う。加えて、事業を束ねた施策単位での評価を行う中で、事業の重点化を図るなど新たな視点から事務事業の見直しを行う。また、事業的な卸しを実施し、市民の目線からの評価も得ながら、改革改善を進めていく。

これまで行政が担ってきた仕事について、民間の知恵とアイデアでより質の高いサービスを目指すため、現在、市が行っている全ての事業を対象に、民間から委託・民営化の提案を募り、その内容が市民にとって有益であると判断できる場合は、民間への委託・民営化を進める提案型事業委託制度を平成26年度実施に向けて調整するなど、市民や事業者の力がより発揮される、新しい公共の取組を進めていく。

【求める成果】

事務事業評価に基づく事業たな卸しにより、事業の必要性、有効性などを点検・評価する中で、さらなる事務事業の見直しを行い、改革改善の取組を進める。

提案型事業委託制度の実施により、行政の効率化、事務事業の改革改善を図るとともに新しい公共を推進し、市民の政策提案機会の拡大、シチズンシップの向上、社会的な起業の振興を促す。

カ 効率的な組織運営に向けた取組

【現状・課題】

地域における課題や市民ニーズが多様化、複雑化しているほか、法改正や権限移譲など、行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきており、迅速、柔軟に対応できる組織体制の構築が求められている。

そうした中で、「尼崎版グリーンニューディール」や「公共施設の最適化」の推進などの行政課題に対応するため、新たな視点による体制整備を行ってきたほか、自律的な企画調整機能を一層高めていくために、企画管理課を設置するなどの大幅な組織改正を行っており、これらの円滑かつ着実な実行が求められている。

今後は、現体制の円滑な推進のみならず、時代に応じた重点化施策の推進体制や新たな行政課題に対して迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の整備など、より機能的な組織の構築を図っていく必要がある。

【取組の方向性】

簡素で効率的な執行体制に向けた取組を引き続き進めていくとともに、様々な行政課題に対応していくため、関連する組織が課題を共有し、連携する中で有効な施策を展開することが重要であることから、必要に応じて組織横断的な体制で取り組んでいくなど、柔軟で効果的な組織運営を図る。

【求める成果】

様々な行政課題を解決できる、効果的・効率的な組織体制を構築する。

キ 市営バス事業の民営化に向けた取組

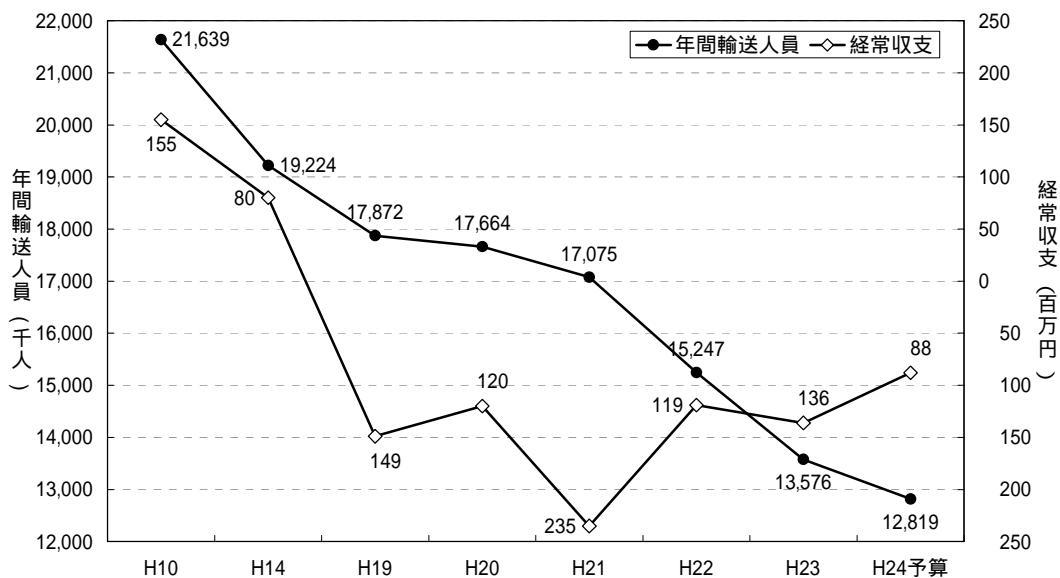
【現状・課題】

市営バスは、昭和23年に創業以来、市民の身近な公共交通機関として、また、まちづくりに欠かせない都市基盤施設として、事業開始以来、重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、生産年齢人口の減少や自家用自動車の普及等様々な社会経済情勢の変化の影響により、市営バスの輸送人員は長らく減少傾向にあり、極めて厳しい経営状況に置かれてきた。

そうしたなか、交通局では、これまで経営改善に向けた経営計画などを策定し、様々な取組を実施してきたところであるが、現状においては、一般会計からの経営支援を講じなければ、交通局独自で「改善型地方公営企業」として維持していくことが困難な状況となっている。

市営バス事業の年間輸送人員と経常収支の推移



経営支援補助金 平成23年度：3.5億円 平成24年度：2.4億円

路線等補助金 平成23年度：3.7億円 平成24年度：3.7億円

【取組の方向性】

市民生活を支えるバス交通サービスを持続可能なものとするため、公営企業審議会を設置し、本市のバス交通サービスの望ましい担い手のあり方について、幅

広い視点から審議された結果、平成24年7月に民営化を目指すことが妥当であるとの答申を受けたことから、その趣旨を踏まえ、以下に示す視点を基本に、市営バス事業の民営化に向けた具体的な取組を進めていくものとする。

- ・将来にわたって、市民にとって必要な路線等バス交通サービスを確保していくことを基本とする。
- ・市民生活に影響を与えないよう、円滑な移行に努める。
- ・市民、利用者の利便性向上等、民営化のメリットが発揮されるよう努める。
- ・財政負担の軽減を図るとともに、移行コスト等、一般会計への影響も十分考慮する。
- ・交通局の厳しい経営状況等を踏まえ、可能な限り速やかな移行に努める。
- ・交通局が保有する資産の有効活用に努めるとともに、交通局職員の処遇及び尼崎交通事業振興株式会社のあり方について、十分考慮する。

【求める成果】

民営化の取組を進めることにより、民間事業者の持つ経済性等を発揮させるなかで、財政負担の軽減や更なる利便性の向上にも努めていくとともに、移譲後においても、市が引き続き地域交通に関与することにより、将来にわたって市民にとって必要なバス交通サービスの確保を図る。

ク 外郭団体等の経営改善の促進

【現状・課題】

外郭団体等は、これまでも市の施策目的を実現するため、市行政を補完・代替する役割を果たしており、市と連携する中で公益性の高い事業を実施してきた。しかしながら、行政に対する市民ニーズはますます多様化し、これに対応した事業や体制の整備が必要となり、外郭団体等が有する専門性や機動力の更なる活用が求められることとなる。一方で、指定管理者制度の導入等により、公益的な事業の担い手が拡大してきており、団体としての競争力の向上や経営基盤の強化が喫緊の課題となっている。あわせて、公益法人制度改革により、改めて公益性の観点から団体としての存在意義が問われている。

このように、外郭団体等を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、改めて、外郭団体等の経営状況や課題などを把握する中で、社会的役割や貢献度を検証する必要がある。

【取組の方向性】

検証結果や各外郭団体等の意向も踏まえる中で、公益的な事業の効率的・効果的な実施に向けて、外郭団体等の統廃合も視野に入れ、効率的かつ安定的な経営基盤の確立に向けた取組を検討するとともに、市からの人的・財政的援助など市の関与のあり方を検証していく。

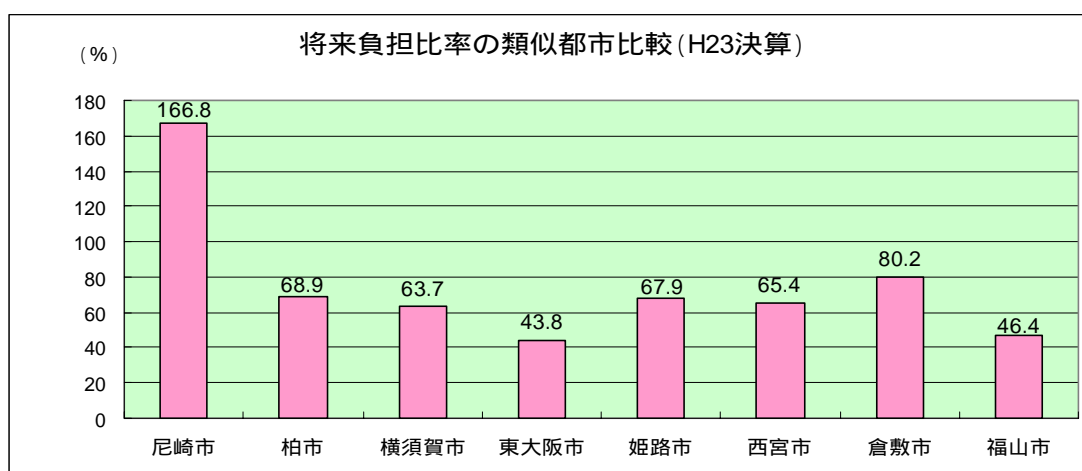
【求める成果】

外郭団体等の効率的かつ安定的な経営基盤の確立を目指し、市からの人的・財政的支援に可能な限り依存することのない、外郭団体等の自立の促進を図る。

(3) 将来の負担を見据えるとともに、社会経済情勢の変化に備えた行財政運営を行う。

【現状・課題】

本市は、行財政構造改革推進プランにおいて、通常事業債の発行は元金償還額以内を基本とし、市債残高の抑制に努めてきたほか、2次にわたる土地開発公社経営健全化計画を通じて、土地開発公社の長期保有地を買戻し、市全体の負債の縮減に取り組んできた。



こうした取組の結果、負債の残高は減少傾向にあるが、類似都市と比較すると、いまだ本市は突出して高い水準にある。また、近年は、財源対策として、退職手当債や行政改革推進債といった、通常の財政運営を行っている限りは活用する必要のない市債の発行が常態化しており、後年度に追加的な公債費を発生させ、収支を悪化させる要因となっている。こうした状況を踏まえ、後年度に過度の負担を残さないためにも、市債残高をはじめとする将来負担については、特に積極的に縮減に取り組む必要がある。

基金については、税収や収益事業収入が多額であった時期に、これらを計画的に積み立てることができていなかったことに加え、当初予算において財源対策としての取崩しを計上せざるを得ない状況が続いている。近年は、実質的な地方交付税が当初予算を上回る算定となったことなどにより、退職手当債・行政改革推進債を発行した上で、将来を見据えた基金への積立てを行った結果、現時点においては一定の基金を保有できているが、今後、公債費等の負担がきわめて多額となる時期には、財源対策として、多

額の基金取崩しが必要となることから、現在保有している基金については、近い将来、枯渇することが見込まれ、不測の事態に対応できるだけの余力を本市財政は失うことになる。将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を行うためには、計画的な基金の積み立てを通じた残高の確保が必須である。

【取組の方向性】

< 前提条件 >

市債をはじめとする将来負担について、その縮減に努める必要性については、既に言及したとおりであるが、市債については、臨時財政対策債や減収補てん債（特例分）²⁹、災害復旧債³⁰などのように、本市の意思にかかわらず、国の制度等によって、事実上発行を選択せざるを得ないものなどがある。本計画における将来負担抑制に係る取組については、こうした市債を除いて考えることとする。

一方、債務負担行為³¹や土地開発公社債務保証³²、外郭団体損失補償³³といった、市債以外の将来負担額も、市債残高に合算した上で、これらを「目標管理対象将来負担」と定義し、取組の進行管理を行う。

市債は、原則として投資的事業に係る特定財源として活用されることから、まずは投資的経費の総量圧縮に努める。

本市は、投資的事業の財源として、本債に加え、行政改革推進債を活用することにより、本来の充当率以上に市債を発行しているが、これも追加的な公債費負担の要因となっている。こうしたことから、実質的な収支均衡の確保を目指す中で、本債ベースでの対応を行い、行政改革推進債を発行することなく投資的事業が実施できる財政運営の姿を目指す。

²⁹ 減収補てん債は、一部の税目において、普通交付税における基準財政収入額の算定額が実際の税収を上回る時に、その補てんとして発行することができる地方債。充当先は、原則として適債事業のうち一般財源対応部分であるが、平成 19 年度以降当分の間、投資的経費に充当してもなお財源不足を生じる場合、一般財源として活用することが可能となっており、これを「特例分」という。

³⁰ 降雨、暴風、洪水、津波、その他異常な天然現象による災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設（地方公共団体が所有し、管理するものに限る。）を原型に復旧する事業について、災害復旧事業として起債の対象とする地方債。

³¹ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除く、予算に定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為。

³² 円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。

³³ 特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受ける場合、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。

退職手当債については、その効用が将来の住民に及ぶものではないにもかかわらず、負担だけが将来に残るといふ、赤字地方債的な性質を持つものである。したがって、退職手当債は、行政改革推進債以上に、できるだけ早期に発行を抑制する必要がある。

実質的な収支均衡が確保できた後は、さらなる負債の圧縮に向けた取組を進める。具体的には、市債抑制対象事業を明確にし、当該事業を一般財源対応にするほか、事業費を精査することなどにより、さらなる市債発行の抑制に努めることとする。市債抑制対象事業の判断にあたっては、事業費の多寡、当該市債における交付税措置の有無などを基準とする。

【求める成果】

行財政構造改革推進プランにおいて、「通常事業債の発行は元金償還額以内を基本」としてきたが、これに加え、さらなる将来負担の抑制を目指して、次のとおり取り組むこととする。

「今後の収支見通し及び将来負担見通し」に掲載している主な将来負担の推移を踏まえ、目標管理対象将来負担の金額について、平成23年度末において2,314億円のところ、平成29年度末には1,550億円以下を目指すことにより、将来負担と公債費の抑制を図る。

同じく、計画最終年度となる平成34年度末における、目標管理対象将来負担の金額について、平成23年度末の約半分となる1,100億円以下を目指す。



財源対策のほか、計画において見込んでいなかった緊急に実施すべき事業の発生などにより、やむを得ず、上記、の目標を上回る市債発行を行う可能性がある場合、事業量調整や経費そのものの圧縮、一般財源対応などによって、目標が達成できるように努めることとする。

大規模な土地の売り払い収入については、基金に積み立てる。また、収益事業収入については、条例で定めるもののほか、一般会計歳入として受け入れた上で積み立てる。これに加え、予算執行過程において収支剰余が見込まれる場合、補正予算において基金への積み立てを行うなどして、積極的な基金残高の確保に努める。

公共施設の最適化に係る取組の中で生じた大規模な土地の売り払い収入については、原則として基金に積み立て、施設建築に際して発行した市債の償還等に充当する。

